

平成29年度版

市 税 概 要



武 蔵 野 市

目 次

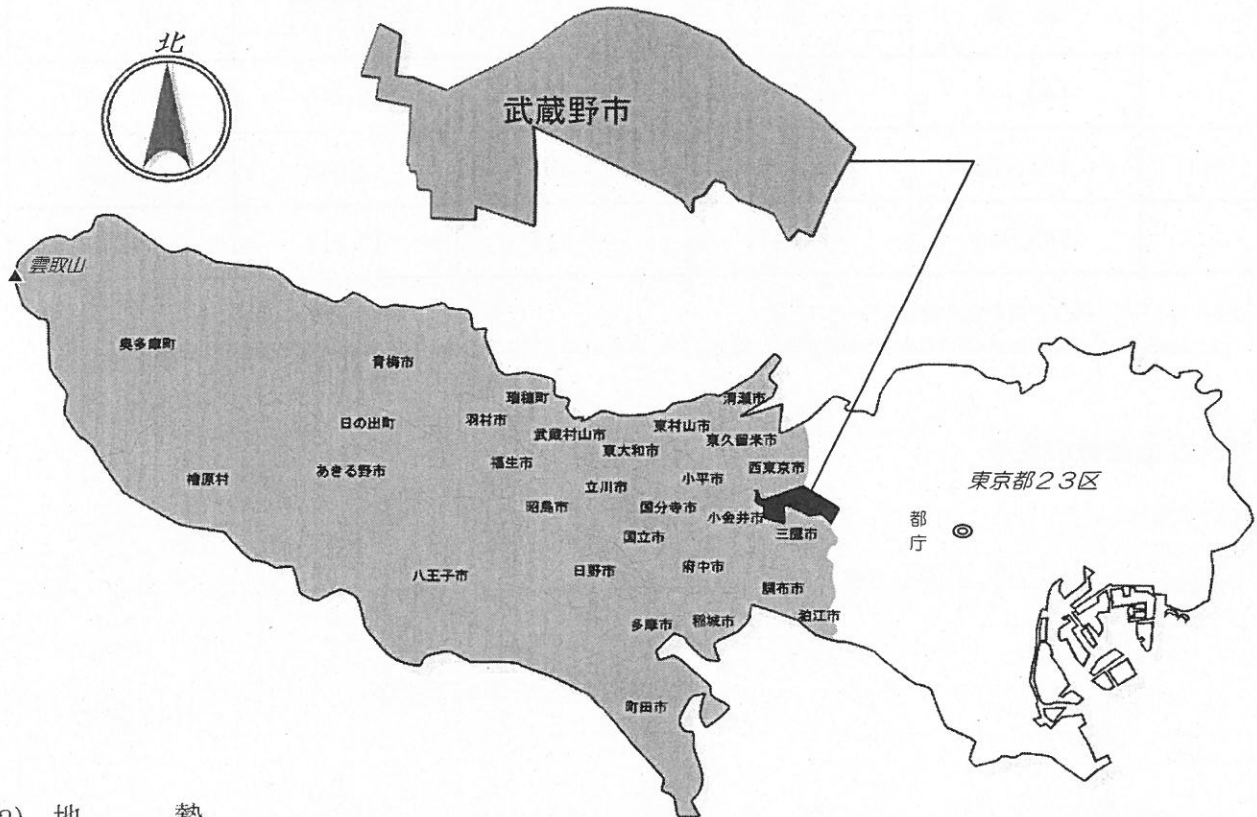
1. 市の概要	
(1) 位 置	1
(2) 地 勢	1
(3) 面 積	1
(4) 市 制	1
(5) 人口及び世帯数	2
2. 財 政	
(1) 平成29年度一般会計歳入歳出予算構成図	3
(2) 一般会計歳入決算年度別比較表（26年度～28年度）	4
(3) 一般会計歳出決算年度別比較表（26年度～28年度）	5
3. 市の行政機構	6
4. 税務機構及び事務分掌	
(1) 税 務 機 構	8
(2) 事 務 分 掌	8
5. 税務関係特別職員	
(1) 固定資産評価審査委員会	9
6. 市 税	
(1) 市税の予算・調定・収入額等の推移（26年度～28年度）	10
(2) 市税の構成（収入済額）（24年度～28年度）	13
(3) 市税外収入の推移（26年度～28年度）	14
7. 市 民 税	
(1) 市民税（個人）所得割額調（当初課税分）（27年度～29年度）	16
(2) 市民税（法人）（現年課税分）	
(I) 納税義務者数調（26年度～28年度）	22
(II) 税率別調定額調（26年度～28年度）	23
(III) 申告月別調定額調（24年度～28年度）	24
8. 固定資産税（当初課税分）	
(1) 固定資産税（都市計画税）課税標準額調（25年度～29年度）	25
(2) 土地・家屋平均価格等調（25年度～29年度）	25
(3) 土地地目別地積、価格、筆数調（25年度～29年度）	26
(4) 家屋棟数、床面積、価格等調（25年度～29年度）	27
(5) 家屋新增築調（25年度～29年度）	28
(6) 家屋減少調（25年度～29年度）	28
(7) 償却資産評価状況調（25年度～29年度）	29

9. 軽自動車税	
(1) 車種別保有・登録・廃車台数調 (26年度～28年度)	30
(2) 課税台数及び調定額調(現年課税分) (26年度～28年度)	31
10. 市たばこ税	
(1) 調定状況調(現年課税分) (26年度～28年度)	32
(2) 月別課税標準数量・調定額調(現年課税分) (26年度～28年度)	32
11. 入湯税(調定状況調・現年課税分) (26年度～28年度)	33
12. 事業所税(調定額調・現年課税分) (24年度～28年度)	33
13. 都民税(個人)	
(1) 調定・収入状況調 (26年度～28年度)	34
(2) 徴収取扱費及び交付金調 (26年度～28年度)	34
14. 税関係証明及び閲覧件数調 (26年度～28年度)	35
15. 市税納税成績調 (26年度～28年度)	36
16. 徴税費に関する調 (26年度～28年度)	38
17. 生活困窮による市税減免申請実績調 (24年度～28年度)	39
18. 口座振替納税調 (26年度～28年度)	40
19. 督促状発付調	
(1) 市民税・都民税(個人)、市民税(法人) (26年度～28年度)	41
(2) 固定資産税・都市計画税 (26年度～28年度)	41
(3) 軽自動車税 (26年度～28年度)	41
20. 差押状況調 (26年度～28年度)	41
21. 交付要求調 (26年度～28年度)	42
22. 徴収(換価)猶予調 (26年度～28年度)	42
23. 納税貯蓄組合	
(1) 納税貯蓄組合の年度別市税納税成績及び補助金交付額調 (26年度～28年度)	42
(2) 納税貯蓄組合によって納付された市税の税目別内訳 (26年度～28年度)	43
24. 市税の税率等の推移 (27年度～29年度)	44
25. 武蔵野市税制一覧表 (29年度)	52
26. 市税等納期月一覧表 (29年度)	54

1. 市の概要

(1) 位置

東京23区の西部に接し、副都心新宿(都庁)から約12kmの西方、東経139度34分10秒、北緯35度42分53秒(市役所)の地点に位置する。



(2) 地勢

標高 50m～65m(市役所56.98m)

広がり 東西6.4km

南北3.1km

地形 総体的に平坦である。

地質 ローム質(火山灰質)土壌

(3) 面積

10.98km²

(4) 市制

昭和22年11月3日施行

(5)人口及び世帯数

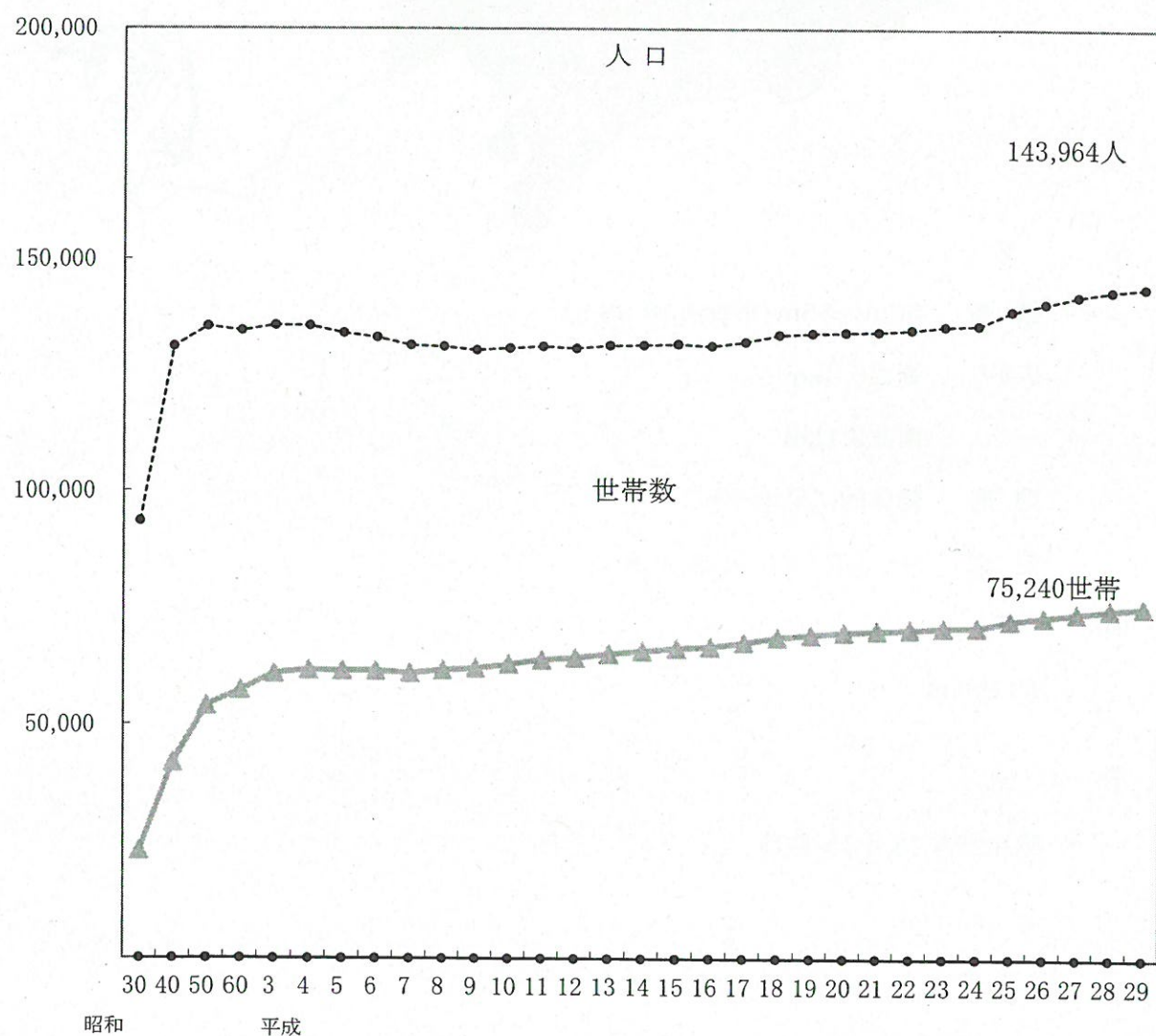
区分 年	人 口 (人)				世帯数 (世帯)
	総 数	男	女	人口密度 (1km ² 当たり)	
27	142,138	68,282	73,856	12,945	73,913
28	143,262	68,760	74,502	13,048	74,684
29	143,964	69,047	74,917	13,111	75,240

(注)1各年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」の公表により、平成27年より市の面積が10.73km²から10.98km²に変更された。

人口及び世帯数の推移

(人・世帯)



2. 財政

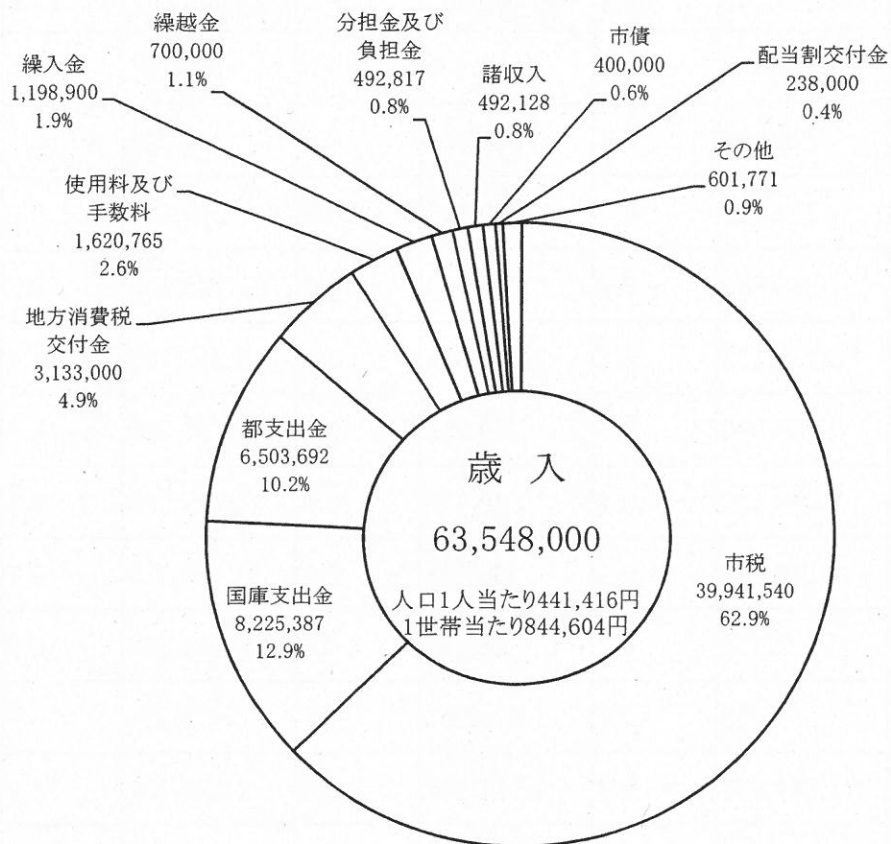
(単位:千円)

(1) 平成29年度一般会計歳入歳出予算構成図

平成29年1月1日現在

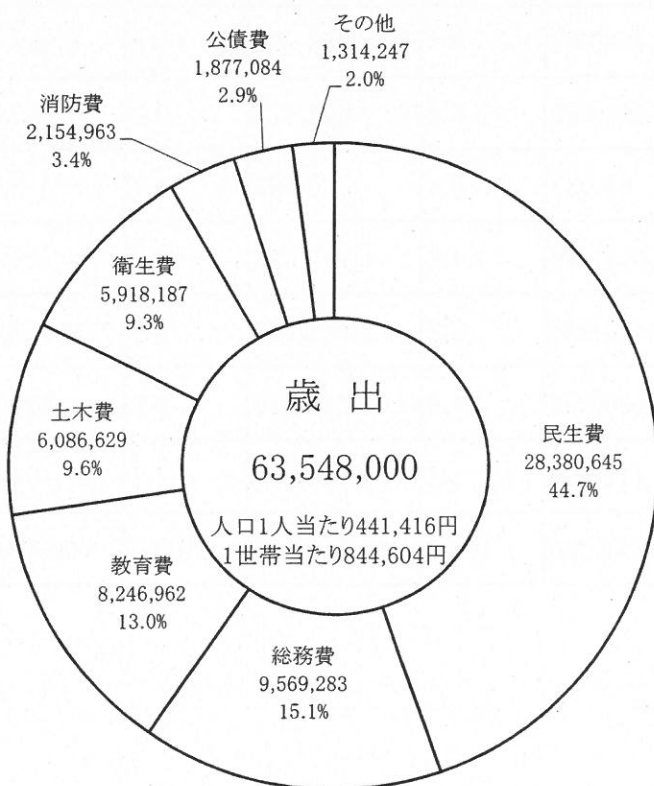
人口 143,964人

世帯 75,240世帯



【その他の内訳】

地方譲与税	175,000	0.3%
株式等譲渡所得割交付金	162,000	0.3%
自動車取得税交付金	78,001	0.1%
財産収入	77,570	0.1%
利子割交付金	64,000	0.1%
地方特例交付金	30,000	0.0%
交通安全対策特別交付金	15,000	0.0%
地方交付税	100	0.0%
寄附金	100	0.0%



【その他の内訳】

商工費	528,492	0.8%
議会費	469,048	0.7%
農業費	106,091	0.2%
予備費	100,000	0.1%
諸支出金	72,425	0.1%
労働費	38,191	0.1%

(2)一般会計歳入決算年度別比較表

款	区 分	26年度		27年度		28年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市	税	千円 38,695,467	% 58.8	千円 39,828,735	% 58.1	千円 40,360,924	% 56.9
地	方 譲 与 税	171,070	0.3	178,204	0.3	183,167	0.3
利	子 割 交 付 金	278,849	0.4	241,331	0.4	67,220	0.1
配	当 割 交 付 金	352,522	0.5	290,565	0.4	219,701	0.3
株	式等譲渡所得割交付金	296,881	0.4	286,550	0.4	128,235	0.2
地	方 消 費 税 交 付 金	2,135,133	3.2	3,574,055	5.2	3,217,756	4.5
自	動 車 取 得 税 交 付 金	56,936	0.1	79,951	0.1	83,209	0.1
地	方 特 例 交 付 金	45,122	0.1	40,478	0.1	37,596	0.1
地	方 交 付 税	40,497	0.1	56,158	0.1	50,432	0.1
交	通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,164	0.0	15,134	0.0	14,843	0.0
分	担 金 及 び 負 担 金	450,356	0.7	376,851	0.5	432,228	0.6
使	用 料 及 び 手 数 料	1,501,037	2.3	1,571,603	2.3	1,560,421	2.2
国	庫 支 出 金	8,507,270	12.9	8,228,333	12.0	9,173,145	12.9
都	支 出 金	5,788,983	8.8	6,098,907	8.9	6,259,737	8.8
財	産 収 入	157,890	0.2	483,471	0.7	160,889	0.2
寄	附 金	65,033	0.1	50,393	0.1	3,201	0.0
繰	入 金	3,018,159	4.6	1,718,623	2.5	3,728,440	5.3
繰	越 金	2,488,995	3.8	4,031,236	5.9	2,923,636	4.1
諸	収 入	636,302	1.0	618,816	0.9	641,169	0.9
市	債	1,111,400	1.7	746,000	1.1	1,704,000	2.4
歳	入 合 計	65,811,066	100.0	68,515,394	100.0	70,949,949	100.0

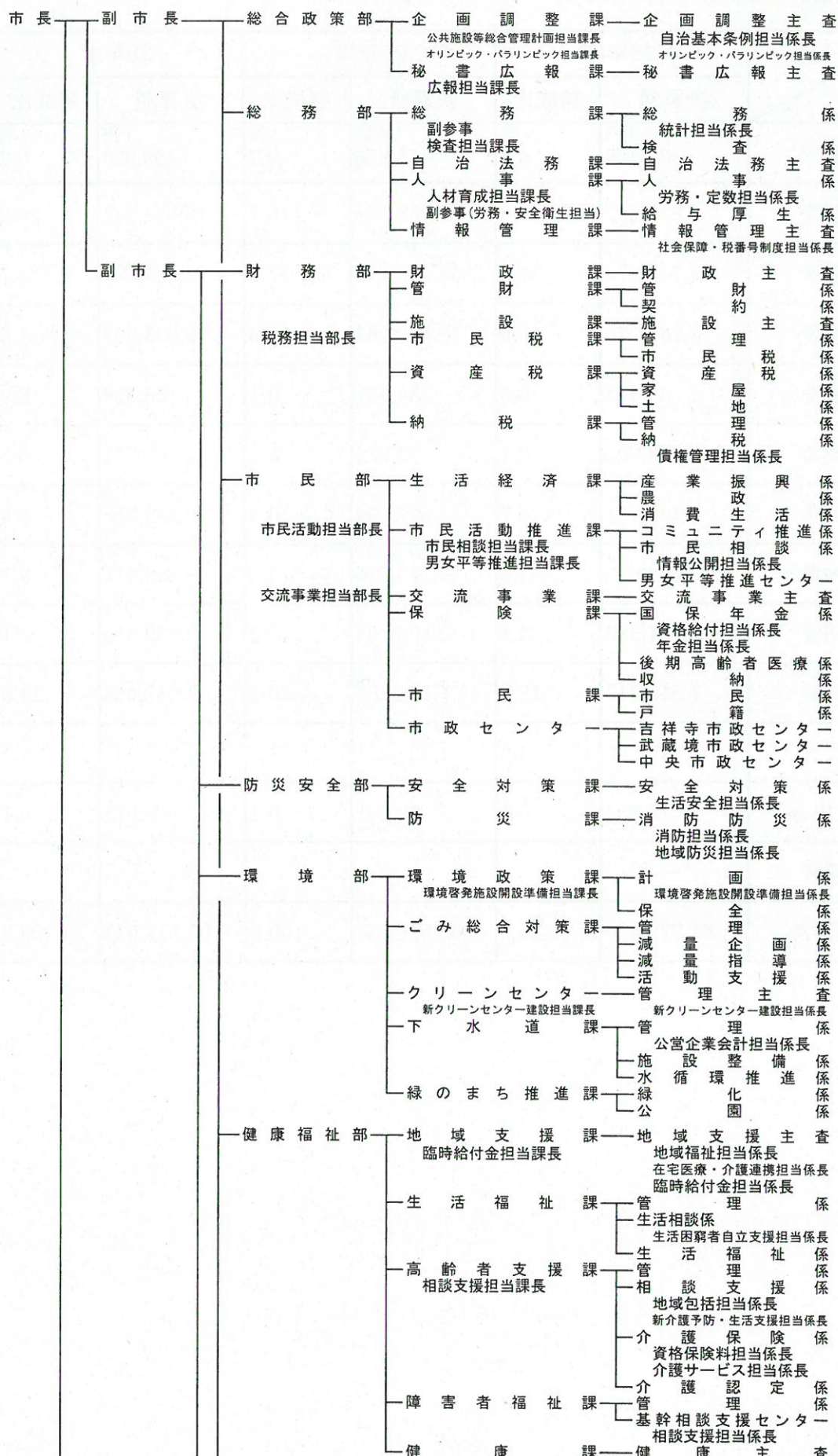
(3) 一般会計歳出決算年度別比較表

区分 款	26年度		27年度		28年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	千円 437,126	% 0.7	千円 475,356	% 0.7	千円 458,636	% 0.7
総務費	9,555,527	15.5	10,962,828	16.7	13,834,244	20.2
民生費	23,730,975	38.4	24,438,730	37.3	25,822,140	37.7
衛生費	6,761,270	10.9	9,075,960	13.8	10,033,397	14.6
労働費	30,451	0.0	34,731	0.1	36,358	0.0
農業費	63,307	0.1	73,922	0.1	63,231	0.1
商工費	428,781	0.7	527,404	0.8	438,456	0.6
土木費	8,623,673	14.0	8,775,686	13.4	6,263,414	9.1
消防費	2,101,583	3.4	2,106,404	3.2	2,109,313	3.1
教育費	7,519,717	12.2	7,134,155	10.9	7,512,056	11.0
公債費	2,449,566	4.0	1,924,341	2.9	1,896,767	2.8
諸支出金	77,854	0.1	62,241	0.1	50,071	0.1
予備費	-	-	-	-	-	-
歳出合計	61,779,830	100.0	65,591,758	100.0	68,518,083	100.0

3. 市の行政機構

武蔵野市機構図

平成29年4月1日現在





4. 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

(平成29年4月1日現在)

区 分		職 員 数				
課	係	課長	係長 (課長補佐)	主任	主事	計
市民税課		1	-	-	-	1
	管理係	-	2	3	2	7
	市民税係	-	3	9	5	17
	小 計	1	5	12	7	25
資産税課		1	-	-	-	1
	資産税係	-	1	-	1	2
	家屋係	-	2	4	2	8
	土地係	-	1	2	4	7
	小 計	1	4	6	7	18
納税課		1	-	-	-	1
	管理係	-	1	2	3	6
	納税係	-	3	9	3	15
	小 計	1	4	11	6	22
合 計		3	13	29	20	65

課	係	事 務 分 掌
市民税課	管理係	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の調定に関すること。
		(2) 市民税(法人)、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
		(3) 自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等税外収入に関すること。
		(4) 税務関係証明及び固定資産課税台帳の閲覧に関すること。
		(5) コンビニエンスストア等における市民税・都民税課税証明書、市民税・都民税非課税証明書等の交付に関すること。
		(6) 税制に関すること。
		(7) 税務統計(他の課に属するものを除く。)に関すること。
		(8) 武蔵野市たばこ税増収対策協議会に関すること。
		(9) 課内の庶務に関すること。
	市民税係	(1) 市民税(個人)の賦課に関すること。

課	係	事務分掌
資産税課	資産税係	(1) 償却資産の評価及び固定資産税の賦課に関すること。
		(2) 課内の庶務に関すること。
	家屋係	(1) 家屋の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		(2) 事業所税の賦課に関すること。
	土地係	(1) 土地の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		(2) 特別土地保有税の賦課に関すること。
		(3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
納税課	管理係	(1) 市税等(国民健康保険税に関するものを除く。)及び市税等に係る税外収入金の徴収整理簿の整理に関すること。
		(2) 納税督促及び督促に関すること。
		(3) 市税等の過誤納還付に関すること。
		(4) 納税実績の統計に関すること。
		(5) 納税の啓発宣伝に関すること。
		(6) 納税貯蓄組合に関すること。
		(7) 市税等の口座振替に関すること。
		(8) 軽自動車税の口座振替に係る車検用納税証明に関すること。
		(9) 課内の庶務に関すること。
	納税係	(1) 市税等及び市税等に係る税外収入金の徴収に関すること。
		(2) 滞納処分に関すること。
		(3) 徴収金の囑託及び受託に関すること。
		(4) 市税及び市税に係る税外収入金の欠損処分に関すること。
		(5) 債権管理の適正化に関すること。

5. 税務関係特別職員

(1) 固定資産評価審査委員会

(平成29年6月末日現在)

役 職	氏 名	任 期
委 員 長	後藤 敏夫	平成27.4.1 ～ 平成30.3.31 (4期目)
委員長代理	吉田 宗一郎	平成29.4.1 ～ 平成32.3.31 (3期目)
委 員	井出 多加子	平成28.4.1 ～ 平成31.3.31 (6期目)
〃	堀田 正	平成27.4.1 ～ 平成30.3.31 (3期目)
〃	荒山 國雄	平成28.4.1 ～ 平成31.3.31 (2期目)
〃	中田 千恵子	平成29.4.1 ～ 平成32.3.31 (1期目)

6. 市税

(1) 市税の予算・調定・収入額等の推移

税目 区分		平 成 2 6 年 度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当 た り	住 民 1 人 当 た り	1 世 帯 当 た り
市 税		千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
現年課税分		38,505,780	40,291,781	38,695,467	96.0	—	2.3	—	286,719	551,300
滞納繰越分		38,126,800	38,566,743	38,283,929	99.3	—	3.0	—	274,444	527,697
市 民 税		378,980	1,725,038	411,538	23.9	—	△ 11.2	—	12,275	23,603
市 民 税		19,448,400	20,773,037	19,578,415	94.2	—	3.3	—	147,822	284,231
個 人		16,195,600	17,441,941	16,297,233	93.4	—	2.5	—	124,118	238,653
現年課税分		15,969,600	16,202,791	16,014,241	98.8	—	3.7	—	115,300	221,698
普通徴収		—	5,425,044	5,243,091	96.6	34,298	5.1	158,174	38,605	74,229
給与特別徴収		—	10,318,801	10,312,204	99.9	43,426	3.0	237,618	73,429	141,189
年金特別徴収		—	458,946	458,946	100.0	3,980	—	115,313	3,266	6,280
滞納繰越分		226,000	1,239,150	282,992	22.8	—	△ 10.2	—	8,818	16,955
法 人		3,252,800	3,331,096	3,281,182	98.5	—	7.8	—	23,704	45,578
現年課税分		3,242,600	3,274,260	3,262,158	99.6	7,196	8.0	455,011	23,300	44,801
滞納繰越分		10,200	56,836	19,024	33.5	—	△ 3.7	—	404	778
固 定 資 産 税		14,999,900	15,356,560	15,023,112	97.8	—	1.3	—	109,278	210,119
純 固 定 資 産 税		14,369,900	14,726,223	14,392,775	97.7	—	1.5	—	104,793	201,494
現年課税分		14,250,000	14,369,913	14,301,620	99.5	47,771	2.0	300,808	102,257	196,619
土地家屋		12,854,000	12,957,408	12,890,764	99.5	45,369	2.3	285,600	92,206	177,292
土地		—	8,210,000	8,167,773	99.5	(35,545)	1.8	(230,975)	58,423	112,335
家屋		—	4,747,408	4,722,991	99.5	(38,275)	3.2	(124,034)	33,783	64,957
償却資産		1,396,000	1,412,505	1,410,856	99.9	2,402	△ 1.0	588,054	10,051	19,327
滞納繰越分		119,900	356,310	91,155	25.6	—	△ 14.7	—	2,536	4,875
交 付 金		630,000	630,337	630,337	100.0	—	△ 2.1	—	4,486	8,625
交付金		630,000	630,337	630,337	100.0	—	△ 2.1	—	4,486	8,625
軽 自 動 車 税		35,180	43,887	37,032	84.4	—	1.4	—	312	600
現年課税分		34,100	37,008	35,564	96.1	(10,808)	2.8	(3,424)	263	506
滞納繰越分		1,080	6,879	1,468	21.3	—	△ 5.6	—	49	94
市 た ば こ 税		1,005,000	1,019,707	1,019,707	100.0	7	△ 4.3	—	7,256	13,952
現年課税分		1,005,000	1,019,707	1,019,707	100.0	7	△ 4.3	—	7,256	13,952
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 所 税		601,500	618,624	618,624	100.0	144	2.5	4,296,000	4,402	8,464
現年課税分		601,500	618,624	618,624	100.0	144	2.5	4,296,000	4,402	8,464
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税		2,415,800	2,479,966	2,418,577	97.5	—	2.2	—	17,648	33,933
現年課税分		2,394,000	2,414,103	2,401,678	99.5	45,366	2.7	53,214	17,179	33,031
土地		—	1,698,410	1,689,668	99.5	(35,542)	2.5	(47,786)	12,086	23,239
家屋		—	715,693	712,010	99.5	(38,273)	3.4	(18,700)	5,093	9,793
滞納繰越分		21,800	65,863	16,899	25.7	—	△ 15.3	—	469	901

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数および調定対象者1人あたりの調定額である。ただし、軽自動車税にあつては、調定対象台数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による(外国人を含む)。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

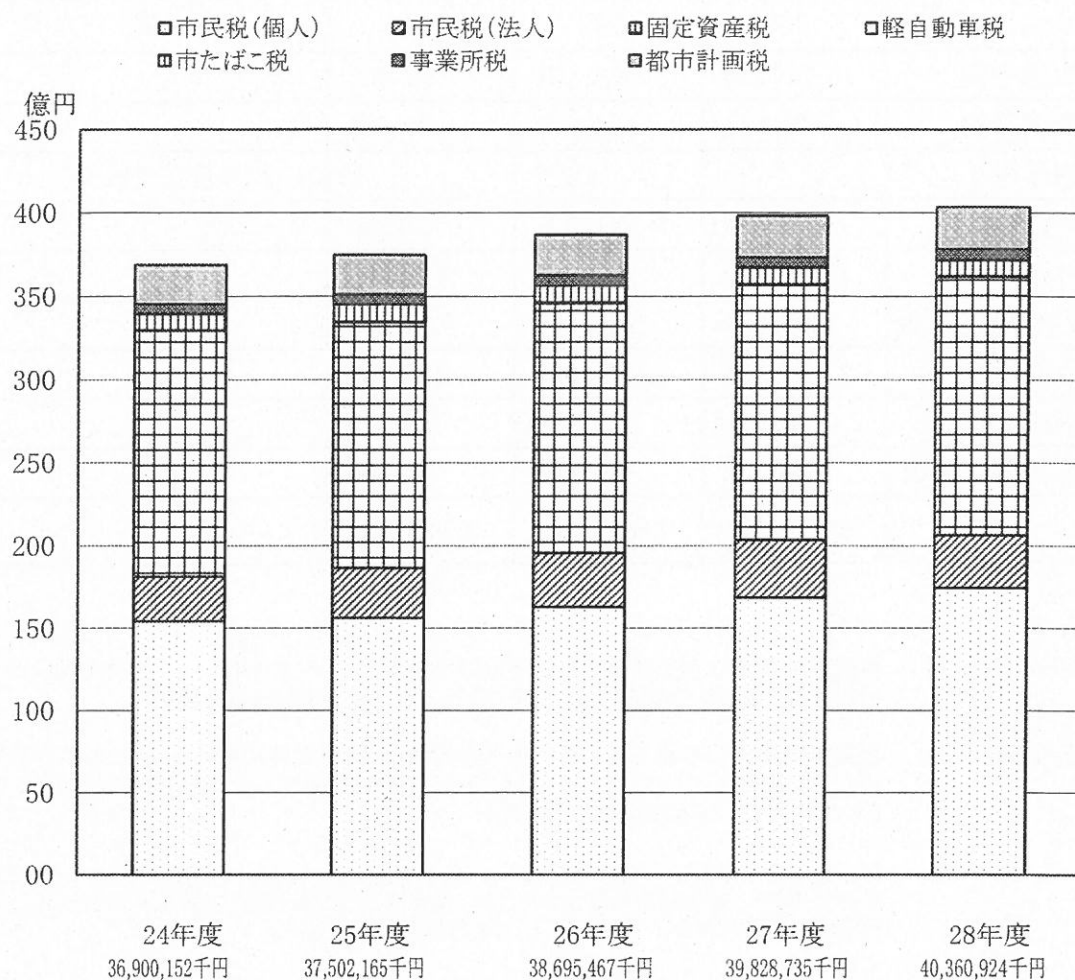
税目 区分		平成 27 年 度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当 た り	住 民 1 人 当 た り	1 世 帯 当 た り
市 税		千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		39,327,000	41,033,874	39,828,735	97.1	—	1.8	—	288,690	555,165
現年課税分		38,948,200	39,561,447	39,366,096	99.5	—	2.6	—	278,331	535,243
滞納繰越分		378,800	1,472,427	462,639	31.4	—	△ 14.6	—	10,359	19,921
市 民 税		19,993,000	21,262,088	20,352,932	95.7	—	2.4	—	149,588	287,664
個 人		16,721,000	17,740,812	16,868,756	95.1	—	1.7	—	124,814	240,023
現年課税分		16,480,000	16,697,288	16,562,728	99.2	—	3.1	—	117,472	225,905
普通徴収		—	5,379,013	5,249,717	97.6	33,418	△ 0.8	160,962	37,844	72,775
給与特別徴収		—	10,887,308	10,882,044	100.0	45,592	5.5	238,799	76,597	147,299
年金特別徴収		—	430,967	430,967	100.0	4,075	—	105,759	3,032	5,831
滞納繰越分		241,000	1,043,524	306,028	29.3	—	△ 15.8	—	7,342	14,118
法 人		3,272,000	3,521,276	3,484,176	98.9	—	5.7	—	24,774	47,641
現年課税分		3,263,000	3,479,143	3,473,416	99.8	7,284	6.3	477,642	24,477	47,071
滞納繰越分		9,000	42,133	10,760	25.5	—	△ 25.9	—	296	570
固 定 資 産 税		15,260,000	15,588,336	15,342,831	98.4	—	1.5	—	109,670	210,901
純 固 定 資 産 税		14,635,000	14,962,571	14,717,066	98.4	—	1.6	—	105,268	202,435
現年課税分		14,527,000	14,640,964	14,595,321	99.7	48,248	1.9	303,452	103,005	198,084
土地家屋		13,083,000	13,181,968	13,137,771	99.7	45,816	1.7	287,715	92,741	178,344
土地		—	8,374,509	8,346,431	99.7	(35,968)	2.0	(232,832)	58,918	113,302
家屋		—	4,807,459	4,791,340	99.7	(38,745)	1.3	(124,079)	33,822	65,042
償却資産		1,444,000	1,458,996	1,457,550	99.9	2,432	3.3	599,916	10,265	19,739
滞納繰越分		108,000	321,607	121,745	37.9	—	△ 9.7	—	2,263	4,351
交 付 金		625,000	625,765	625,765	100.0	—	△ 0.7	—	4,403	8,466
交付金		625,000	625,765	625,765	100.0	—	△ 0.7	—	4,403	8,466
軽 自 動 車 税		35,200	43,771	38,278	87.5	—	△ 0.3	—	308	592
現年課税分		34,200	37,847	36,694	97.0	(10,740)	2.3	(3,524)	266	512
滞納繰越分		1,000	5,924	1,584	26.7	—	△ 13.9	—	42	80
市 た ば こ 税		966,000	995,458	995,458	100.0	7	△ 2.4	—	7,003	13,468
現年課税分		966,000	995,458	995,458	100.0	7	△ 2.4	—	7,003	13,468
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 所 税		607,000	618,488	618,488	100.0	160	0.0	3,865,550	4,351	8,368
現年課税分		607,000	618,488	618,488	100.0	160	0.0	3,865,550	4,351	8,368
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税		2,465,800	2,525,733	2,480,748	98.2	—	1.8	—	17,770	34,172
現年課税分		2,446,000	2,466,494	2,458,226	99.7	45,813	2.2	53,838	17,353	33,370
土地		—	1,739,781	1,733,949	99.7	(35,965)	2.4	(48,374)	12,240	23,538
家屋		—	726,713	724,277	99.7	(38,743)	1.5	(18,757)	5,113	9,832
滞納繰越分		19,800	59,239	22,522	38.0	—	△ 10.1	—	417	801

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数および調定対象者1人あたりの調定額である。ただし、軽自動車税にあつては、調定対象台数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による(外国人を含む)。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

税目 区分		平成 28 年 度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当 た り	住 民 1 人 当 た り	1 世 帯 り 当 た り
市 税		千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		40,072,900	41,291,239	40,360,924	97.7	—	0.6	—	288,222	552,879
現年課税分		39,732,700	40,178,323	40,028,377	99.6	—	1.6	—	280,453	537,978
滞納繰越分		340,200	1,112,916	332,547	29.9	—	△ 24.4	—	7,768	14,902
市 民 税		20,434,500	21,351,436	20,649,201	96.7	—	0.4	—	149,038	285,890
個 人		17,283,500	18,118,665	17,449,003	96.3	—	2.1	—	126,472	242,604
現年課税分		17,055,500	17,318,070	17,211,134	99.4	—	3.7	—	120,884	231,885
普通徴収		—	5,520,722	5,418,551	98.1	32,745	2.6	168,597	38,536	73,921
給与特別徴収		—	11,364,319	11,359,554	100.0	47,641	4.4	238,541	79,325	152,165
年金特別徴収		—	433,029	433,029	100.0	4,085	—	106,005	3,023	5,798
滞納繰越分		228,000	800,595	237,869	29.7	—	△ 23.3	—	5,588	10,720
法 人		3,151,000	3,232,771	3,200,198	99.0	—	△ 8.2	—	22,565	43,286
現年課税分		3,144,000	3,202,833	3,193,639	99.7	7,378	△ 7.9	434,106	22,356	42,885
滞納繰越分		7,000	29,938	6,559	21.9	—	△ 28.9	—	209	401
固 定 資 産 税		15,486,400	15,718,389	15,530,161	98.8	—	0.8	—	109,718	210,465
純 固 定 資 産 税		14,879,400	15,111,338	14,923,110	98.8	—	1.0	—	105,480	202,337
現年課税分		14,791,000	14,876,955	14,849,567	99.8	48,613	1.6	306,028	103,844	199,199
土地家屋		13,358,000	13,440,011	13,414,001	99.8	46,130	2.0	291,351	93,814	179,958
土地		—	8,459,573	8,443,201	99.8	(36,317)	1.0	(232,937)	59,050	113,272
家屋		—	4,980,438	4,970,800	99.8	(39,104)	3.6	(127,364)	34,765	66,687
償却資産		1,433,000	1,436,944	1,435,566	99.9	2,483	△ 1.5	578,713	10,030	19,240
滞納繰越分		88,400	234,383	73,543	31.4	—	△ 27.1	—	1,636	3,138
交 付 金		607,000	607,051	607,051	100.0	—	△ 3.0	—	4,237	8,128
交付金		607,000	607,051	607,051	100.0	—	△ 3.0	—	4,237	8,128
軽 自 動 車 税		46,200	52,966	47,778	90.2	—	21.0	—	370	709
現年課税分		45,200	48,351	46,759	96.7	(10,624)	27.8	(4,551)	338	647
滞納繰越分		1,000	4,615	1,019	22.1	—	△ 22.1	—	32	62
市 た ば こ 税		950,000	946,853	946,853	100.0	8	△ 4.9	—	6,609	12,678
現年課税分		950,000	946,853	946,853	100.0	8	△ 4.9	—	6,609	12,678
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 所 税		658,000	680,797	680,797	100.0	154	10.1	4,420,760	4,752	9,116
現年課税分		658,000	680,797	680,797	100.0	154	10.1	4,420,760	4,752	9,116
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税		2,497,800	2,540,798	2,506,134	98.6	—	0.6	—	17,735	34,021
現年課税分		2,482,000	2,497,413	2,492,577	99.8	46,128	1.3	54,141	17,432	33,440
土地		—	1,750,359	1,746,969	99.8	(36,315)	0.6	(48,199)	12,218	23,437
家屋		—	747,054	745,608	99.8	(39,102)	2.8	(19,105)	5,215	10,003
滞納繰越分		15,800	43,385	13,557	31.2	—	△ 26.8	—	303	581

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. ()は、調定対象者数および調定対象者1人あたりの調定額である。ただし、軽自動車税にあっては、調定対象台数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による(外国人を含む)。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

(2) 市税の構成(収入済額)



構成比表

(単位: %)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市民税	49.1	49.8	50.6	51.1	51.1
個人	41.8	41.7	42.1	42.4	43.2
法人	7.3	8.1	8.5	8.7	7.9
固定資産税	40.2	39.4	38.8	38.5	38.5
軽自動車税	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
市たばこ税	2.6	2.8	2.6	2.5	2.4
入湯税	—	—	—	—	—
事業所税	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7
都市計画税	6.4	6.3	6.3	6.2	6.2

(3) 市税外収入の推移

(単位：千円)

税目 \ 年度	26	27	28	備 考
地方揮発油譲与税	51, 224	54, 131	53, 502	
自動車重量譲与税	119, 846	124, 073	129, 665	
地方道路譲与税	0	0	—	26・27年度交付額 2円
利子割交付金	278, 849	241, 331	67, 220	
配当割交付金	352, 522	290, 565	219, 701	
株式等譲渡所得割交付金	296, 881	286, 550	128, 235	
地方消費税交付金	2, 135, 133	3, 574, 055	3, 217, 756	
自動車取得税交付金	56, 936	79, 951	83, 209	
減収補てん特例交付金	45, 122	40, 478	37, 596	
合 計	3, 336, 513	4, 691, 134	3, 936, 884	

(注)

- ① 地方揮発油譲与税：揮発油の数量に対し課税される地方揮発油税の収入額の42%が、各市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積に按分して譲与される。(地方揮発油譲与税法)
- ② 自動車重量譲与税：自動車重量税法の規定による自動車重量税(車両検査時に納める)の収入額の3分の1(当分の間407/1000に引上げ)に相当する額が、各市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積に按分して譲与される。(自動車重量譲与税法)
- ③ 地方道路譲与税：平成21年度税制改正(道路特定財源の一般財源化)により、地方道路譲与税は、地方揮発油譲与税に名称変更され、使途制限は廃止されたが、経過措置として、旧法により課税された分は、地方道路譲与税(道路特定財源)として譲与される。(地方揮発油譲与税法)
- ④ 利子割交付金：貯蓄などに伴い生じる利子の額に応じて特別徴収される利子課税20%のうち15%は国税、5%は都道府県民税となる。この5%のうち事務費等を差し引いた5分の3が市町村に交付される。(地方税法)
- ⑤ 配当割交付金：上場株式等の配当等に対し特別徴収され、都民税配当割の収入額の一部が、個人都民税の収入率の割合に応じて市町村に交付される。(地方税法)
- ⑥ 株式等譲渡所得割交付金：上場株式等の譲渡益に対し特別徴収され、都民税株式等譲渡所得割の収入額の一部が、個人都民税の収入率の割合に応じて市町村に交付される。(地方税法)
- ⑦ 地方消費税交付金：一般的に8%の消費税と言われているもののうちの1.7%は、都道府県税としての地方消費税であり、そのうちの2分の1は地方消費税交付金として市町村に交付される。消費税5%の時までは各市町村の人口及び事業所の従業員数により按分して交付されていたが、引き上げ分の地方消費税収入の使途は社会保障経費の財源とされることとなったため、引き上げ分は全額人口により按分して交付される。(地方税法)
- ⑧ 自動車取得税交付金：自動車の取得に対して課される自動車取得税に政令で定める率95%を乗じて得た額の10分の7が、各市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付される。(地方税法)
- ⑨ 減収補てん特例交付金：平成20年度から適用される個人住民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするため、減収補てん特例交付金が交付される。全国の区市町村に交付されるべき交付金総額を各区市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分した額が交付される。(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律)

空白

7. 市民税

(1) 市民税(個人)所得割額調(当初課税分)

平成27年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
10万円以下の金額	1,045	580,444	1,814	147	94,816	229	-	-	-
10万円を超え100万円以下	11,048	14,356,340	382,625	943	1,232,576	26,209	1	660	12
100万円 " 200万円 "	15,060	35,367,280	1,286,975	631	1,499,168	53,367	1	2,163	75
200万円 " 300万円 "	10,180	36,674,268	1,472,544	369	1,277,265	53,079	2	6,027	286
300万円 " 400万円 "	6,107	29,551,092	1,244,350	223	1,032,227	45,912	-	-	-
400万円 " 550万円 "	5,625	35,799,926	1,565,884	218	1,321,246	60,397	-	-	-
550万円 " 700万円 "	3,077	24,866,697	1,132,552	98	750,393	36,223	-	-	-
700万円 " 1000万円 "	3,116	32,419,029	1,541,076	112	1,122,871	54,868	-	-	-
1000万円を超える金額	3,210	68,911,242	3,658,205	298	8,301,423	454,100	-	-	-
合計	58,468	278,526,318	12,286,025	3,039	16,631,985	784,384	4	8,850	373
所得別構成	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	78.3	79.1	75.9	4.1	4.7	4.9	0	0	0

※1「平成27年度市町村税課税状況等の調」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	%	%
420	322,234	767	240	75,469	97,673	1,852	1,072,963	100,483	2.5	0.6
4,562	6,371,316	134,094	180	271,310	43,705	16,734	22,232,202	586,645	22.4	3.6
3,016	7,167,262	241,539	202	529,880	64,867	18,910	44,565,753	1,646,823	25.3	10.2
1,342	4,826,571	190,848	156	579,001	50,575	12,049	43,363,132	1,767,332	16.2	10.9
706	3,283,206	140,341	135	668,392	59,778	7,171	34,534,917	1,490,381	9.6	9.2
458	2,746,770	123,387	162	1,041,845	76,520	6,463	40,909,787	1,826,188	8.7	11.3
251	1,911,586	90,360	114	920,410	62,163	3,540	28,449,086	1,321,298	4.7	8.2
239	2,324,674	116,782	166	1,737,821	166,597	3,633	37,604,395	1,879,323	4.9	11.6
437	11,254,454	616,445	335	10,840,011	834,507	4,280	99,307,130	5,563,257	5.7	34.4
11,431	40,208,073	1,654,563	1,690	16,664,139	1,456,385	74,632	352,039,365	16,181,730	100.0	100.0
%	%	%	%	%	%	%	%	%		
15.3	11.4	10.2	2.3	4.8	9.0	100.0	100.0	100.0		

平成28年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
10万円以下の金額	1,119	601,223	1,830	164	117,199	304	-	-	-
10万円を超え100万円以下	11,193	14,599,937	385,431	858	1,151,963	24,620	-	-	-
100万円 " 200万円 "	15,211	35,814,988	1,293,819	647	1,528,507	54,185	1	2,452	89
200万円 " 300万円 "	10,358	37,376,849	1,486,103	418	1,463,261	60,032	1	3,237	167
300万円 " 400万円 "	6,271	30,553,042	1,271,113	248	1,152,170	50,222	-	-	-
400万円 " 550万円 "	5,550	35,511,825	1,531,163	187	1,113,096	51,064	-	-	-
550万円 " 700万円 "	3,118	25,321,101	1,132,577	108	834,193	39,471	-	-	-
700万円 " 1000万円 "	3,260	34,072,247	1,585,529	120	1,219,417	58,285	-	-	-
1000万円を超える金額	3,283	70,034,371	3,631,475	290	7,845,781	420,412	-	-	-
合計	59,363	283,885,583	12,319,040	3,040	16,425,587	758,595	2	5,689	256
所得別構成	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	78.2	78.8	74.2	4.0	4.6	4.6	0	0	0

※1「平成28年度市町村税課税状況等の調」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	%	%
443	337,716	798	295	81,014	158,348	2,021	1,137,152	161,280	2.7	1.0
4,690	6,589,169	136,636	204	311,081	63,548	16,945	22,652,150	610,235	22.3	3.7
3,012	7,187,568	240,559	241	624,619	82,430	19,112	45,158,134	1,671,082	25.2	10.1
1,281	4,658,361	180,689	172	657,823	48,215	12,230	44,159,531	1,775,206	16.1	10.7
706	3,312,875	139,783	164	833,561	59,678	7,389	35,851,648	1,520,796	9.7	9.1
469	2,782,653	126,569	168	1,083,942	151,343	6,374	40,491,516	1,860,139	8.4	11.2
249	1,899,226	89,035	134	1,075,583	219,902	3,609	29,130,103	1,480,985	4.8	8.9
280	2,751,529	134,235	175	1,849,378	128,639	3,835	39,892,571	1,906,688	5.0	11.5
423	10,553,484	571,054	371	13,457,548	997,541	4,367	101,891,184	5,620,482	5.8	33.8
11,553	40,072,581	1,619,358	1,924	19,974,549	1,909,644	75,882	360,363,989	16,606,893	100.0	100.0
%	%	%	%	%	%	%	%	%		
15.2	11.1	9.7	2.6	5.5	11.5	100.0	100.0	100.0		

平成29年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
10万円以下の金額	1,115	580,454	1,852	151	104,492	288	-	-	-
10万円を超え100万円以下	11,082	14,636,800	385,383	902	1,167,055	25,819	3	3,460	77
100万円〃 200万円〃	15,502	36,580,736	1,314,782	662	1,608,274	55,670	-	-	-
200万円〃 300万円〃	10,695	38,753,818	1,523,913	419	1,464,216	60,070	-	-	-
300万円〃 400万円〃	6,287	30,774,779	1,261,213	276	1,256,232	55,395	-	-	-
400万円〃 550万円〃	5,660	36,340,011	1,539,597	198	1,173,166	53,263	-	-	-
550万円〃 700万円〃	3,083	25,128,742	1,105,165	137	1,077,723	49,436	-	-	-
700万円〃 1000万円〃	3,161	33,050,390	1,512,137	124	1,256,455	59,526	-	-	-
1000万円を超える金額	3,540	75,435,560	3,832,256	285	8,219,813	435,179	1	35,866	2,027
合計	60,125	291,281,290	12,476,298	3,154	17,327,426	794,646	4	39,326	2,104
所得別構成	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	78.4	79.7	74.5	4.1	4.8	4.8	0	0	0

※1「平成29年度市町村税課税状況等の調」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	%	%
480	377,521	862	247	69,420	148,809	1,993	1,131,887	151,811	2.6	0.9
4,762	6,635,719	139,515	199	313,628	89,834	16,948	22,756,662	640,628	22.1	3.8
3,063	7,387,512	247,043	203	527,597	144,599	19,430	46,104,119	1,762,094	25.3	10.5
1,346	4,882,494	190,592	143	563,037	46,972	12,603	45,663,565	1,821,547	16.4	10.9
650	3,048,223	129,289	127	648,008	59,747	7,340	35,727,242	1,505,644	9.6	9.0
479	2,863,270	129,103	145	933,316	153,424	6,482	41,309,763	1,875,387	8.5	11.2
262	1,997,819	93,467	120	983,866	98,529	3,602	29,188,150	1,346,597	4.7	8.0
298	2,960,109	145,234	138	1,419,549	103,330	3,721	38,686,503	1,820,227	4.8	10.9
418	10,898,672	583,348	324	10,328,846	964,143	4,568	104,918,757	5,816,953	6.0	34.8
11,758	41,051,339	1,658,453	1,646	15,787,267	1,809,387	76,687	365,486,648	16,740,888	100.0	100.0
%	%	%	%	%	%	%	%	%		
15.3	11.2	9.9	2.2	4.3	10.8	100.0	100.0	100.0		

(2) 市民税(法人) 現年課税分
(I) 納税義務者数調

法人税割

(単位:社)

年度 資本金等 従業員数	26	27	28	税 率
10億円以上	378	385	406	12.1%(14.7%を含む)※
1億円以上 10億円未満	370	391	412	10.9%(13.5%を含む)※
上記以外	7,289	7,371	7,532	9.7%(12.3% を含む)※
合 計	8,037	8,147	8,350	

※平成26年10月1日より前に開始する事業年度まで適用される税率

均等割

(単位:社)

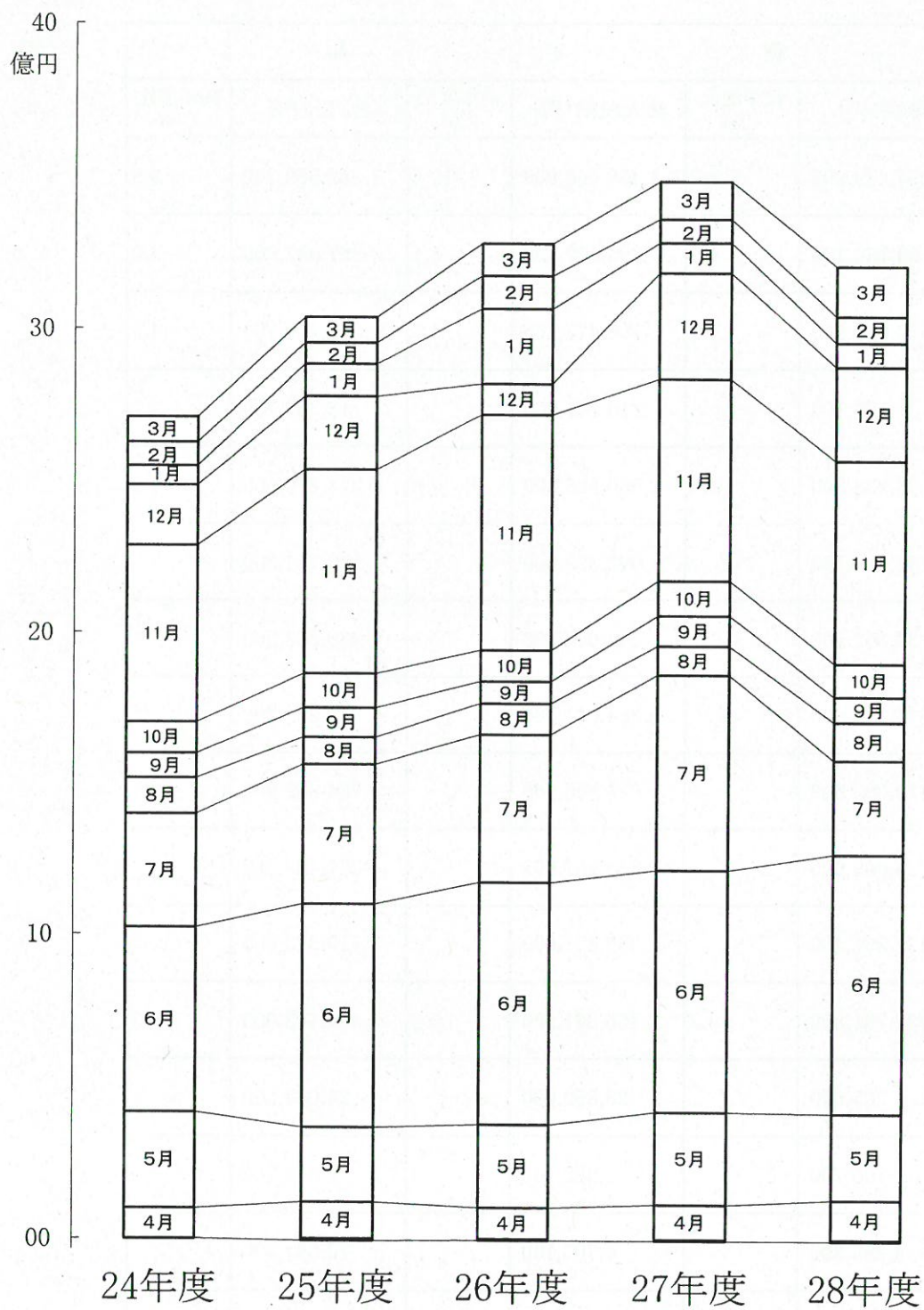
年度 資本金等 従業員数	26	27	28	税 率
50億円超 50人超	45	51	52	300万円
10億円超 50億円以下 50人超	13	14	14	175万円
10億円超 50人以下	316	316	335	41万円
1億円超 10億円以下 50人超	29	28	30	40万円
1億円超 10億円以下 50人以下	298	318	334	16万円
1,000万円超 1億円以下 50人超	41	44	51	15万円
1,000万円超 1億円以下 50人以下	1,032	1,022	1,038	13万円
1,000万円以下 50人超	29	34	28	12万円
1,000万円以下 50人以下	6,234	6,320	6,468	5万円
合 計	8,037	8,147	8,350	

(Ⅱ) 税率別調定額調

区分 年度	税率 (法人税割)	調 定 額					
		均等割(円)	前年度比 (%)	法人税割(円)	前年度比 (%)	合 計(円)	前年度比 (%)
26	14.7%※	294,419,200	△ 1.2	1,458,150,000	12.5	1,752,569,200	9.9
	13.5%※	59,780,100	4.5	398,107,500	5.1	457,887,600	5.0
	12.3%※	339,011,900	4.0	706,427,200	4.7	1,045,439,100	4.5
	9.7%	122,100	-	18,241,600	-	18,363,700	-
	計	693,333,300	1.8	2,580,926,300	9.8	3,274,259,600	8.0
27	14.7%※	181,384,700	-	992,329,800	-	1,173,714,500	-
	13.5%※	34,362,200	-	246,000,300	-	280,362,500	-
	12.3%※	215,120,900	-	364,241,300	-	579,362,200	-
	12.1%	130,062,600	-	634,800,300	-	764,862,900	-
	10.9%	28,000,000	-	233,467,800	-	261,467,800	-
	9.7%	133,851,400	-	285,521,600	-	419,373,000	-
	計	722,781,800	4.2	2,756,361,100	6.8	3,479,142,900	6.3
28	14.7%※	205,000	-	23,859,000	-	24,064,000	-
	13.5%※	796,700	-	1,282,700	-	2,079,400	-
	12.3%※	3,985,300	-	6,707,100	-	10,692,400	-
	12.1%	301,257,400	-	1,509,834,600	-	1,811,092,000	-
	10.9%	68,722,600	-	319,364,500	-	388,087,100	-
	9.7%	370,569,000	-	596,249,200	-	966,818,200	-
	計	745,536,000	3.1	2,457,297,100	△ 10.8	3,202,833,100	△ 7.9

※平成26年10月1日より前に開始する事業年度まで適用される税率

(Ⅲ) 申告月別調定額調



8. 固定資産税(当初課税分)

(1) 固定資産税(都市計画税)課税標準額調

(単位:千円)

年度 区分	25	26	27	28	29
土地	577,435,842	587,777,210	599,676,426	605,707,316	605,033,651
	(830,764,641)	(851,482,372)	(872,282,663)	(877,444,621)	(876,923,242)
家屋	347,445,570	359,523,089	364,106,467	373,114,350	380,990,364
	(347,393,535)	(359,471,054)	(364,055,025)	(373,062,909)	(380,938,922)
償却資産	101,569,678	99,057,833	102,297,598	100,735,953	96,995,383
小計	1,026,451,090	1,046,358,132	1,066,080,491	1,079,557,619	1,083,019,398
交付金	45,969,781	45,024,147	44,697,517	43,360,816	42,899,624
小計	45,969,781	45,024,147	44,697,517	43,360,816	42,899,624
合 計	1,072,420,871	1,091,382,279	1,110,778,008	1,122,918,435	1,125,919,022

(注)()内は都市計画税の課税標準額。

(2) 土地・家屋平均価格等調

(単位:円/㎡)

年度	区分	土地				家屋		
		畑	宅地	山林	雑種地	木造	非木造	計
25	平均価格	219,311	307,231	156,000	254,029	25,929	63,675	50,970
	最高価格	322,800	3,251,082	156,000	1,279,993	-	-	-
26	平均価格	220,158	306,879	156,000	256,704	26,971	64,609	52,110
	最高価格	322,800	3,251,082	156,000	1,279,993	-	-	-
27	平均価格	221,693	317,284	141,106	297,021	26,380	64,493	51,990
	最高価格	345,500	3,410,300	141,108	1,601,555	-	-	-
28	平均価格	219,125	317,200	141,106	297,394	27,557	65,461	53,043
	最高価格	345,500	3,410,300	141,108	1,601,555	-	-	-
29	平均価格	218,030	316,987	141,106	297,722	28,669	66,133	53,873
	最高価格	347,500	3,410,300	141,108	1,601,555	-	-	-

(注)畑:介在畑、市街化区域畑

(3) 土地地目別地積、価格、筆数調

年度 区分		25	26	27	28	29
地積 (㎡)	畑	314,192	309,727	301,526	297,921	288,086
	宅地	6,306,543	6,319,243	6,319,235	6,321,361	6,331,589
	山林	308	308	180	180	180
	雑種地	151,017	150,190	147,279	147,329	147,386
	計	6,772,060 (3,453,896)	6,779,468 (3,452,837)	6,768,220 (3,467,607)	6,766,791 (3,471,618)	6,767,241 (3,473,895)
評価額・課税標準額 (千円)	畑	7,142,458 (3,199,308)	8,023,471 (3,966,449)	6,600,440 (3,030,706)	5,928,064 (2,800,149)	5,851,445 (2,610,866)
	宅地	1,937,590,501 (548,964,077)	1,939,273,735 (558,427,821)	2,005,046,722 (568,635,308)	2,005,189,659 (574,844,352)	2,007,062,859 (574,319,150)
	山林	48,048 (32,100)	48,048 (32,100)	25,399 (17,735)	25,399 (17,735)	25,399 (17,735)
	雑種地	38,432,429 (25,240,357)	38,624,826 (25,350,840)	43,827,191 (27,992,677)	43,897,684 (28,045,080)	43,963,883 (28,085,900)
	計	1,983,213,436 (577,435,842)	1,985,970,080 (587,777,210)	2,055,499,752 (599,676,426)	2,055,040,806 (605,707,316)	2,056,903,586 (605,033,651)
筆数 (筆)	畑	466	463	449	449	438
	宅地	37,340	37,530	37,678	37,847	38,047
	山林	1	1	1	1	1
	雑種地	829	811	818	823	830
	計	38,636 (18,823)	38,805 (19,058)	38,946 (19,399)	39,120 (19,597)	39,316 (19,718)

- (注) 1. 地積欄中、計、下欄の()は非課税及び免税点未満の計を示す。
 2. 評価額、課税標準額欄中、上欄は評価額、下欄は課税標準額。
 3. 筆数欄中、計、下欄の()は非課税及び免税点未満の計を示す。

(4) 家屋棟数、床面積、価格等調

年度 区分		25	26	27	28	29
棟数(棟)	木造	19,502 (272)	19,465 (251)	19,512 (245)	19,526 (231)	19,594 (221)
	非木造	7,661 (16)	7,735 (16)	7,824 (9)	7,915 (8)	7,959 (7)
	計	27,163 (288)	27,200 (267)	27,336 (254)	27,441 (239)	27,553 (228)
床面積 (㎡)	木造	2,296,008 (9,533)	2,292,709 (8,806)	2,299,160 (8,579)	2,305,934 (7,983)	2,315,468 (7,558)
	非木造	4,525,572 (225)	4,611,365 (224)	4,709,017 (207)	4,732,383 (198)	4,760,351 (185)
	計	6,821,580 (9,758)	6,904,074 (9,030)	7,008,177 (8,786)	7,038,317 (8,181)	7,075,819 (7,743)
価格 (千円)	木造	59,532,803 (22,765)	61,836,034 (21,065)	60,652,920 (20,657)	63,544,202 (19,195)	66,381,007 (18,402)
	非木造	288,165,338 (1,966)	297,937,857 (1,966)	303,699,629 (1,742)	309,786,602 (1,710)	314,815,487 (1,680)
	計	347,698,141 (24,731)	359,773,891 (23,031)	364,352,549 (22,399)	373,330,804 (20,905)	381,196,494 (20,082)
単位当たり 価格(円)	木造	25,929	26,971	26,380	27,557	28,669
	非木造	63,675	64,609	64,493	65,461	66,133
提示平均 価格(円)	木造	-	-	-	-	-
	非木造	-	-	-	-	-

(注) ()内は免税点未満を示す。

(5) 家屋新增築調

年度 区分		25	26	27	28	29
棟数(棟)	木造	359	353	398	345	363
	非木造	125	145	145	140	109
	計	484	498	543	485	472
床面積(㎡)	木造	41,066	40,879	46,413	42,245	42,179
	非木造	92,815	97,521	109,689	55,952	43,000
	計	133,881	138,400	156,102	98,197	85,179
評価(千円)	木造	2,886,978	2,862,586	3,675,108	3,334,822	3,288,943
	非木造	8,490,230	9,728,857	13,017,657	6,081,545	4,467,427
	計	11,377,208	12,591,443	16,692,765	9,416,367	7,756,370

(6) 家屋減少調

年度 区分		25	26	27	28	29
棟数(棟)	木造	324	386	343	326	290
	非木造	60	79	58	66	76
	計	384	465	401	392	366
床面積(㎡)	木造	37,347	44,180	39,919	35,471	32,792
	非木造	36,427	19,081	12,721	41,992	24,227
	計	73,774	63,261	52,640	77,463	57,019
評価(千円)	木造	495,495	558,696	529,372	443,540	466,532
	非木造	1,583,862	680,014	471,835	979,670	762,181
	計	2,079,357	1,238,710	1,001,207	1,423,210	1,228,713

(7) 償却資産評価状況調

区分 \ 年度			25	26	27	28	29
評価額	市長が価格等を決定したもの	千円 構築物	33,479,605	33,866,741	38,048,875	38,163,286	36,678,832
		機械および装置	5,217,127	5,227,906	5,358,246	5,667,588	5,705,471
		船舶	803	125	3,617	80	9,537
		航空機	-	-	-	-	-
		車両および運搬具	13,341	12,724	10,287	10,329	43,613
		工具、器具、備品	33,869,914	31,878,335	31,861,611	30,392,147	28,916,415
		小計	72,580,790	70,985,831	75,282,636	74,233,430	71,353,868
	総務大臣が配分したもの		29,507,595	28,396,695	27,266,635	26,740,044	25,951,905
	知事が配分したもの		634,580	703,050	606,775	544,693	474,718
	知事が決定したもの		-	-	-	-	-
	合計		102,722,965	100,085,576	103,156,046	101,518,167	97,780,491
納税義務者数	個人		人 474	人 518	人 467	人 470	人 481
	法人		社 1,687	社 1,702	社 1,766	社 1,796	社 1,806
	計		2,161	2,220	2,233	2,266	2,287

9. 軽自動車税

(1) 車種別保有・登録・廃車台数調

(単位:台)

区分 車両	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	4/1 保有	登録	廃車	計	4/1 保有	登録	廃車	計	4/1 保有	登録	廃車	計
50cc以下	2,774	408	594	2,588	2,588	363	525	2,426	2,426	292	455	2,263
90cc以下	320	65	85	300	300	39	77	262	262	32	46	248
125cc以下	889	206	213	882	882	245	205	922	922	168	153	937
ミニカー	49	29	15	63	63	15	15	63	63	7	14	56
軽二輪	1,332	211	242	1,301	1,301	206	244	1,263	1,263	175	214	1,224
軽三輪	1	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	1
四輪乗用	2,401	799	650	2,550	2,550	794	690	2,654	2,654	501	488	2,667
四輪貨物	1,894	464	450	1,908	1,908	447	432	1,923	1,923	322	323	1,922
小型特殊	63	5	4	64	64	10	9	65	65	3	2	66
二輪の小型 自動車	1,182	525	524	1,183	1,183	450	484	1,149	1,149	207	225	1,131
合 計	10,905	2,712	2,777	10,840	10,840	2,569	2,681	10,728	10,728	1,707	1,920	10,515

(非課税車両を除く)

(2)課税台数及び調定額調(現年課税分)

(単位:台・円)

区分 車種 [税率]		26年度		27年度		28年度		
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	
原動機付自転車	50cc以下	2,762	2,762,000	2,575	2,575,000	2,414	4,828,000	
	50ccを超え 90cc以下	320	384,000	299	358,800	262	524,000	
	90ccを超え 125cc以下	889	1,422,400	882	1,411,200	921	2,210,400	
	ミニカー	49	122,500	63	157,500	63	233,100	
	計	4,020	4,690,900	3,819	4,502,500	3,660	7,795,500	
軽自動車	二輪車		1,330	3,192,000	1,300	3,120,000	1,263	4,546,800
	三輪車		1	3,100	1	3,100	1	4,600
	四輪乗用	営業用	-	-	-	-	-	-
		自家用	2,350	16,920,000	2,493	17,949,600	2,596	20,725,800
	四輪貨物	営業用	149	447,000	157	471,000	149	487,400
		自家用	1,720	6,880,000	1,725	6,900,000	1,747	7,696,400
	計		5,550	27,442,100	5,676	28,443,700	5,756	33,461,000
小型特殊	農耕作業用		39	62,400	40	64,000	42	100,800
	特殊作業用		24	112,800	24	112,800	23	135,700
	計		63	175,200	64	176,800	65	236,500
二輪の小型自動車		1,175	4,700,000	1,181	4,724,000	1,143	6,858,000	
合 計		10,808	37,008,200	10,740	37,847,000	10,624	48,351,000	

※ 平成28年度は税制改正により税率変更。

10. 市たばこ税

(1) 調定状況調(現年課税分)

区分	年度	26	27	28
課税標準数量	一般分(本)	190,762,499	186,127,739	176,853,193
	旧3級品(本)	6,378,680	6,434,580	5,640,920
	計	197,141,179	192,562,319	182,494,113
税率	一般分	5,262円/1,000本	5,262円/1,000本	5,262円/1,000本
	旧3級品	2,495円/1,000本	2,495円/1,000本	2,925円/1,000本
調定税額(円)		1,019,707,056	995,458,421	946,852,835
住民一人当たり	本数(本)	1,403	1,355	1,274
	税額(円)	7,256	7,003	6,609

(注) 1. 住民一人当たり算出における人口は、当該年度の初日が属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。
(外国人を含む)

2. 旧3級品とは、「わかば」「エコー」「しんせい」など紙巻きタバコ6品目で、当分の間、特例が設けられている。

3. 28年度の旧3級品の税率は、平成28年4月売り渡し分から適用。

4. 28年度の調定税額に手持ち品課税の73,927円を含み、課税標準数量には171,990本を含まない。

(2) 月別課税標準数量・調定額調(現年課税分)

(単位: 本・円)

月別	26年度		27年度		28年度	
区分	課税標準数量	調定額	課税標準数量	調定額	課税標準数量	調定額
4	22,571,522	116,918,897	15,733,161	81,284,025	17,221,681	88,546,728
5	12,101,312	62,597,971	16,482,608	85,177,368	14,703,091	76,651,850
6	16,595,083	85,853,107	16,358,065	84,586,493	15,168,958	78,816,354
7	16,032,515	82,922,979	16,303,744	84,338,290	15,567,820	80,838,882
8	17,240,600	89,197,744	17,773,128	91,872,623	15,675,667	81,348,033
9	16,227,351	83,871,228	15,902,492	82,223,470	16,020,290	83,141,388
10	16,522,446	85,508,965	16,254,309	84,038,760	15,667,732	81,343,488
11	17,949,595	92,753,379	16,649,411	86,116,680	15,124,350	78,504,587
12	14,743,732	76,232,660	15,457,784	79,890,720	14,619,071	75,861,235
1	18,185,536	94,041,164	16,870,672	87,195,399	16,350,794	84,860,264
2	14,515,917	75,062,894	14,072,070	72,747,129	13,138,360	68,217,431
3	14,455,570	74,746,068	14,704,875	75,987,464	13,236,299	68,722,595
合計	197,141,179	1,019,707,056	192,562,319	995,458,421	182,494,113	946,852,835
前年度比	93.0%	105.7%	97.7%	97.6%	94.8%	95.1%

11. 入湯税(調定状況調・現年課税分)

区分 \ 年度	26	27	28
税 率	150円/1人	150円/1人	150円/1人
特別徴収義務者数	-	-	-
入湯客数	-	-	-
調定税額	-	-	-
住民一人当たり税額	-	-	-

※平成17年度以降、収入はありません。

12. 事業所税(調定額調・現年課税分)

(単位:円)

年度 \ 区分	資産割	従業者割	計
24	400,665,700	195,295,300	595,961,000
25	398,396,900	204,979,500	603,376,400
26	406,042,000	212,581,600	618,623,600
27	410,435,100	208,052,400	618,487,500
28	414,175,500	266,621,700	680,797,200

13. 都民税(個人)

(1) 調定・収入状況調

(単位:千円)

区分 年度	現年課税分		滞納繰越分		合 計	
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
26	10,738,699	10,613,718	821,268	187,558	11,559,967	10,801,276
27	11,062,887	10,973,712	691,392	199,359	11,754,279	11,173,071
28	11,475,470	11,404,600	530,497	154,895	12,005,967	11,559,495

(2) 徴収取扱費及び交付金調

(単位:円)

区分 \ 年度	26	27	28
納税義務者の数によるもの (22年度賦課決定分 1人3,300円 23年度以降賦課決定分 1人3,000円)	222,484,000	234,728,100	233,369,700
納税通知書によるもの (1通60円)	-	-	-
払込金額によるもの (払込金額の100分の7)	508,754	776,434	1,430,925
過誤納金及び還付金に係る金額	22,271,269	9,154,253	12,299,761
還付加算金に係る金額	203,268	211,458	10,374
地方税法第47条第1項第5号に 定める金額	5,034,633	29,223,125	15,867,451
報奨金に係る金額	-	-	-
合 計	250,501,924	274,093,370	262,978,211

14. 税関係証明及び閲覧件数調

(単位:件)

年度	月別 種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
26	納・課税証明	1,455	1,193	4,705	3,843	2,207	3,256	2,925	1,902	1,409	1,383	1,435	1,928	27,641
	評価・ その他証明	1,460	1,099	819	755	692	784	769	595	679	577	762	819	9,810
	閲覧	55	46	44	44	43	42	38	40	45	46	64	40	547
	評価通知書	466	229	228	164	125	186	179	168	171	165	191	114	2,386
	計	3,436	2,567	5,796	4,806	3,067	4,268	3,911	2,705	2,304	2,171	2,452	2,901	40,384
27	納・課税証明	1,462	1,216	5,859	4,136	2,666	3,208	2,213	2,207	1,428	1,345	1,411	1,902	29,053
	評価・ その他証明	1,336	1,111	1,015	875	683	750	971	787	803	606	696	687	10,320
	閲覧	36	39	47	53	39	41	38	33	34	46	82	58	546
	評価通知書	390	195	199	165	129	185	239	208	162	147	128	144	2,291
	計	3,224	2,561	7,120	5,229	3,517	4,184	3,461	3,235	2,427	2,144	2,317	2,791	42,210
28	納・課税証明	1,508	1,482	6,061	3,944	2,658	3,266	1,924	1,719	1,258	1,367	1,540	2,056	28,783
	評価・ その他証明	1,229	1,145	1,012	810	722	798	734	866	769	768	751	803	10,407
	閲覧	54	50	38	37	49	39	47	50	37	51	92	54	598
	評価通知書	429	310	199	171	221	187	195	253	147	157	100	98	2,467
	計	3,220	2,987	7,310	4,962	3,650	4,290	2,900	2,888	2,211	2,343	2,483	3,011	42,255

15. 市税納税成績調

税 目	年度	調定額		収入済額		収入割合(%)	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
市 民 税	26	20,773,037	403,463	19,578,415	361,243	94.2	89.5
	27	21,262,088	397,291	20,352,932	368,892	95.7	92.9
	28	21,351,436	349,692	20,649,201	330,246	96.7	94.4
固定資産税	26	15,356,560	198,903	15,023,112	182,329	97.8	91.7
	27	15,588,336	199,379	15,342,831	193,905	98.4	97.3
	28	15,718,389	198,836	15,530,161	194,890	98.8	98.0
軽自動車税	26	43,887	14,193	37,032	10,903	84.4	76.8
	27	43,771	13,599	38,278	11,217	87.5	82.5
	28	52,966	12,587	47,778	10,627	90.2	84.4
市たばこ税	26	1,019,707	70	1,019,707	70	100.0	100.0
	27	995,458	68	995,458	68	100.0	100.0
	28	946,853	117	946,853	117	100.0	100.0
入湯税	26	-	-	-	-	-	-
	27	-	-	-	-	-	-
	28	-	-	-	-	-	-
事業所税	26	618,624	135	618,624	135	100.0	100.0
	27	618,488	160	618,488	160	100.0	100.0
	28	680,797	158	680,797	158	100.0	100.0
都市計画税	26	2,479,966	(189,357)	2,418,577	(173,074)	97.5	91.4
	27	2,525,733	(189,752)	2,480,748	(184,582)	98.2	97.3
	28	2,540,798	(189,106)	2,506,134	(185,737)	98.6	98.2
総 計	26	40,291,781	616,764	38,695,467	554,680	96.0	89.9
	27	41,033,874	610,497	39,828,735	574,242	97.1	94.1
	28	41,291,239	561,390	40,360,924	536,038	97.7	95.5

※()内の件数は総計に含まない。

(単位:千円・件)

還付未済額		不納欠損額		収入未済額		収入未済額のうち 処分停止額	
税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
47	4	105,932	4,527	1,088,737	37,697	88,520	3,195
10	3	78,258	3,329	830,908	25,073	120,542	5,527
13	7	67,685	2,336	634,563	17,117	158,970	7,870
61	6	11,381	446	322,129	16,134	22,303	281
40	2	10,689	471	234,856	5,005	28,415	532
21	2	5,910	436	182,339	3,512	33,156	788
0	1	895	427	5,960	2,864	418	207
12	3	853	417	4,651	1,968	636	312
4	1	632	324	4,560	1,637	937	447
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
11	(6)	2,052	(402)	59,348	(15,887)	4,190	(262)
7	(2)	1,588	(422)	43,405	(4,750)	5,130	(504)
4	(2)	1,026	(415)	33,642	(2,956)	5,951	(734)
119	11	120,260	5,400	1,476,174	56,695	115,431	3,683
69	8	91,388	4,217	1,113,820	32,046	154,723	6,371
42	10	75,253	3,096	855,104	22,266	199,014	9,105

16. 徴税費に関する調

区分 \ 年度	26	27	28
市 税 総 収 入 (A)	千円 38,695,467	千円 39,828,735	千円 40,360,924
徴 税 費 (B)	719,246	723,623	757,617
人 件 費	538,313	537,004	527,863
基 本 給	244,363	242,820	237,175
諸 手 当	212,599	210,013	202,752
超過勤務手当	51,609	48,425	40,946
その他の手当	160,990	161,588	161,806
その他の人件費	81,351	84,171	87,936
需 用 費	116,856	123,866	121,933
旅 費	458	355	451
賃 金	5,223	7,719	9,108
そ の 他	111,175	115,792	112,374
報 奨 金 等	1,466	1,266	1,173
納税貯蓄組合補助金	666	666	666
そ の 他	800	600	507
そ の 他	62,611	61,487	106,648
関係収入(都民税徴収取扱費) (C)	222,484	234,728	233,370
純 徴 税 費 (B) - (C) = (D)	496,762	488,895	524,247
市税収入に対する徴税費の割合 (D) / (A)	1.3%	1.2%	1.3%
徴 税 職 員 数	61人	62人	60人
徴 税 職 員 1 人 当 たり 人 口	2,304人	2,293人	2,388人
徴 税 職 員 1 人 当 たり 世 帯	1,198世帯	1,192世帯	1,245世帯
住 民 1 人 当 たり 純 徴 税 費	3,535円	3,440円	3,659円
一 世 帯 当 たり 純 徴 税 費	6,797円	6,614円	7,020円

- (注) 1. 「その他の手当」は期末勤勉手当、通勤手当、その他の手当等の合計額。
 2. 「その他の人件費」は、徴税職員にかかる共済組合負担金、固定資産評価審査委員会委員の報酬である。
 3. 1人当たりの基準となる人口及び世帯は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による(外国人を含む。)

17. 生活困窮による市税減免申請実績調

(単位:円・件)

区分 年度	税目	申請		処 分 結 果								取り下げ	
				減 免						棄却			
				全額免除		一部減額		計					
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
24	市・都民税	1,411,500	25	1,411,500	25	-	-	1,411,500	25	-	-	-	-
	固定・都計税	309,100	8	160,300	5	25,500	1	185,800	6	123,300	2	-	-
	合 計	1,720,600	33	1,571,800	30	25,500	1	1,597,300	31	123,300	2	-	-
25	市・都民税	1,392,900	14	827,300	10	535,600	3	1,362,900	13	30,000	1	-	-
	固定・都計税	190,900	6	136,600	4	25,500	1	162,100	5	28,800	1	-	-
	合 計	1,583,800	20	963,900	14	561,100	4	1,525,000	18	58,800	2	-	-
26	市・都民税	2,816,600	26	1,345,300	15	1,471,300	10	2,816,600	25	-	1	-	-
	固定・都計税	261,600	10	170,200	5	91,400	5	261,600	10	-	-	-	-
	合 計	3,078,200	36	1,515,500	20	1,562,700	15	3,078,200	35	-	1	-	-
27	市・都民税	1,059,100	19	912,400	18	-	-	912,400	18	146,700	1	-	-
	固定・都計税	178,500	9	127,500	5	51,000	4	178,500	9	-	-	-	-
	合 計	1,237,600	28	1,039,900	23	51,000	4	1,090,900	27	146,700	1	-	-
28	市・都民税	1,008,500	29	976,800	29	-	-	976,800	29	-	-	-	-
	固定・都計税	194,900	10	142,600	6	52,300	4	194,900	10	-	-	-	-
	合 計	1,203,400	39	1,119,400	35	52,300	4	1,171,700	39	-	-	-	-

18. 口座振替納税調

平成26年度

税目	市民税・都民税	固定資産税・都市計画税	固定資産税(償却資産)	計
振替予定額(千円)	3,462,217	5,060,741	209,651	8,732,609
件数(件)	27,587	68,223	1,979	97,789
振替額(千円)	3,360,307	4,969,209	207,131	8,536,647
振替件数(件)	25,779	66,790	1,962	94,531
振替(%)	97.1%	98.2%	98.8%	97.8%
件数(%)	93.4%	97.9%	99.1%	96.7%
当初納税通知書発送数	34,199通	45,339通	2,116通	—
当初加入率(%)	21.0%	42.0%	24.4%	—

平成27年度

税目	市民税・都民税	固定資産税・都市計画税	固定資産税(償却資産)	計
振替予定額(千円)	3,638,159	5,339,843	249,891	9,227,893
件数(件)	27,866	71,127	2,206	101,199
振替額(千円)	3,520,862	5,229,788	248,800	8,999,450
振替件数(件)	27,013	69,803	2,182	98,998
振替(%)	96.8%	97.9%	99.6%	97.5%
件数(%)	96.9%	98.1%	98.9%	97.8%
当初納税通知書発送数	33,463通	45,800通	2,148通	—
当初加入率(%)	22.4%	42.5%	25.9%	—

平成28年度

税目	市民税・都民税	固定資産税・都市計画税	固定資産税(償却資産)	計
振替予定額(千円)	3,745,914	5,617,176	285,759	9,648,849
件数(件)	28,252	73,311	2,326	103,889
振替額(千円)	3,650,564	5,525,319	283,250	9,459,133
振替件数(件)	27,391	72,055	2,306	101,752
振替(%)	97.5%	98.4%	99.1%	98.0%
件数(%)	97.0%	98.3%	99.1%	97.9%
当初納税通知書発送数	33,001通	46,036通	2,172通	—
当初加入率(%)	21.3%	42.3%	27.9%	—

19. 督促状発付調

(1) 市民税・都民税(個人)、市民税(法人)

(単位:千円・件)

年度	区分	調定		督促		発付割合(%)	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
26		30,215,750	359,286	1,145,240	27,564	3.8	7.7
27		31,239,318	365,364	1,067,435	25,331	3.4	6.9
28		31,996,375	324,774	1,003,121	24,533	3.1	7.6

(2) 固定資産税・都市計画税

(単位:千円・件)

年度	区分	調定		督促		発付割合(%)	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
26		16,784,016	179,396	759,392	14,554	4.5	8.1
27		17,107,459	192,447	517,671	12,837	3.0	6.7
28		17,374,368	193,840	531,995	12,073	3.1	6.2

※固定資産税・都市計画税には、償却資産に係るものを含む。

(3) 軽自動車税

(単位:千円・件)

年度	区分	調定		督促		発付割合(%)	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
26		37,009	10,805	4,671	1,861	12.6	17.2
27		37,847	10,740	4,573	1,786	12.1	16.6
28		48,351	10,624	6,311	1,687	13.1	15.9

20. 差押状況調

(単位:千円・件・人)

年度	区分	不動産			動産			債権等			計		
		税額	件数	人員	税額	件数	人員	税額	件数	人員	税額	件数	人員
26		56,855	449	19	4,490	20	1	214,978	5,351	567	276,323	5,820	587
27		166,927	673	30	8,631	61	5	507,159	7,375	869	682,717	8,109	904
28		11,235	391	16	—	—	2	201,552	5,139	739	212,787	5,530	757

21. 交付要求調

年度 \ 区分	税額(千円)	件数(件)	人員(人)
26	53,328	750	93
27	41,832	397	64
28	23,009	417	60

22. 徴収(換価)猶予調

年度 \ 区分	税額(千円)	件数(件)	人員(人)
26	—	—	—
27	—	—	—
28	854	20	2

23. 納税貯蓄組合

(1) 納税貯蓄組合の年度別市税納税成績及び補助金交付額調

年度 \ 区分	調 定 額 (千円)	納期内納付額 (千円)	納期内納付割合 (%)	組合数
26	1,670,679	1,657,720	99.2	45
27	1,716,855	1,706,120	99.4	43
28	1,604,101	1,595,210	99.4	45

(2) 納税貯蓄組合によって納付された市税の税目別内訳

(単位:千円・件)

年度	区 分 税 目	調 定		納期内納付		納期内納付率(%)	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
26	市民税(個人)	343,290	2,370	339,804	2,329	99.0	98.3
	市民税(法人)	129,776	334	129,573	330	99.8	98.8
	固定資産税 都市計画税	1,107,301	2,592	1,098,405	2,510	99.2	96.8
	固定資産税(償却資産)	88,985	464	88,612	456	99.6	98.3
	軽自動車税	1,327	366	1,326	365	99.9	99.7
	計	1,670,679	6,126	1,657,720	5,990	99.2	97.8
27	市民税(個人)	377,056	1,740	375,030	1,705	99.5	98.0
	市民税(法人)	247,637	362	247,429	357	99.9	98.6
	固定資産税 都市計画税	1,015,580	2,491	1,007,400	2,398	99.2	96.3
	固定資産税(償却資産)	75,318	425	74,997	419	99.6	98.6
	軽自動車税	1,264	349	1,264	349	100.0	100.0
	計	1,716,855	5,367	1,706,120	5,228	99.4	97.4
28	市民税(個人)	349,970	2,088	347,990	2,060	99.4	98.7
	市民税(法人)	175,480	355	175,298	352	99.9	99.2
	固定資産税 都市計画税	1,009,743	2,452	1,003,316	2,392	99.4	97.6
	固定資産税(償却資産)	67,367	410	67,065	405	99.6	98.8
	軽自動車税	1,541	338	1,541	338	100.0	100.0
	計	1,604,101	5,643	1,595,210	5,547	99.4	98.3

24. 市税の税率等の推移

年度		27	28	29																				
区分																								
税率	均等割	3,500円	同左	同左																				
	所得割	6%	同左	同左																				
個人市民税	給与所得控除	180万円以下 収入金額× 40/100(最低控除額 65万円) 180万円超360万円以下 (収入金額－180万円)×30/100+72万円 360万円超660万円以下 (収入金額－360万円)×20/100+126万円 660万円超1,000万円以下 (収入金額－660万円)×10/100+186万円 1,000万円超1,500万円以下 (収入金額－1,000万円)×5/100+220万円 1,500万円超 245万円 ただし、給与収入が161万9千円から660万円未満である場合は、簡易給与所得表により給与所得を算定する。	同左	180万円以下 収入金額× 40/100(最低控除額 65万円) 180万円超360万円以下 (収入金額－180万円)×30/100+72万円 360万円超660万円以下 (収入金額－360万円)×20/100+126万円 660万円超1,000万円以下 (収入金額－660万円)×10/100+186万円 1,000万円超1,200万円以下 (収入金額－1,000万円)×5/100+220万円 1,200万円超 230万円 ただし、給与収入が161万9千円から660万円未満である場合は、簡易給与所得表により給与所得を算定する。																				
	特定支出控除	給与収入が1,500万円以下の場合 (適用要件) 特定支出の合計額が給与所得控除額の1/2を超える場合 (給与収入金額から控除できる額) 特定支出の合計額のうち給与所得控除額の1/2を超える部分の金額 給与収入が1,500万円超の場合 (適用要件) 特定支出の合計額が125万円を超える場合 (給与収入金額から控除できる額) 特定支出の合計額のうち125万円を超える部分の金額	同左	(適用要件) 特定支出の合計額が給与所得控除額の1/2を超える場合 (給与収入金額から控除できる額) 特定支出の合計額のうち給与所得控除額の1/2を超える部分の金額																				
	青色専従者控除	税務署によって承認された額	同左	同左																				
	白色専従者控除	所得者の配偶者 A＝86万円 配偶者以外 A＝50万円 上記Aの金額か、不動産所得、事業所得または山林所得の金額を(専従者数＋1)で割った額のいずれか少ない額	同左	同左																				
	公的年金等控除	公的年金等から控除される公的年金等控除額は、次のとおり ＊公的年金等控除額 (A)＝年金収入額 <table><tr><th>受給者の年齢</th><th>公的年金等の収入金額(A)</th><th>公的年金等控除額</th></tr><tr><td rowspan="4">65歳以上</td><td>330万円未満</td><td>120万円</td></tr><tr><td>330万円以上410万円未満</td><td>(A)×25%+37万5千円</td></tr><tr><td>410万円以上770万円未満</td><td>(A)×15%+78万5千円</td></tr><tr><td>770万円以上</td><td>(A)×5%+155万5千円</td></tr><tr><td rowspan="4">65歳未満</td><td>130万円未満</td><td>70万円</td></tr><tr><td>130万円以上410万円未満</td><td>(A)×25%+37万5千円</td></tr><tr><td>410万円以上770万円未満</td><td>(A)×15%+78万5千円</td></tr><tr><td>770万円以上</td><td>(A)×5%+155万5千円</td></tr></table>	受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額	65歳以上	330万円未満	120万円	330万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円	770万円以上	(A)×5%+155万5千円	65歳未満	130万円未満	70万円	130万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円	770万円以上	(A)×5%+155万5千円	同左
受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額																						
65歳以上	330万円未満	120万円																						
	330万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円																						
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円																						
	770万円以上	(A)×5%+155万5千円																						
65歳未満	130万円未満	70万円																						
	130万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円																						
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円																						
	770万円以上	(A)×5%+155万5千円																						

年度		27	28	29
区分				
個人市民税	所得控除			
	雑損控除	次のいずれか多い金額 (1)損失額－補填額－(総所得金額等の10%) (2)災害関連支出金額－5万円	同左	同左
	医療費控除	(支払額)－(補填額)－(10万円又は総所得金額等の5%) のいずれか少ない金額 ＝医療費控除額(限度額200万円)	同左	同左
	社会保険料控除	支払額全額	同左	同左
	小規模企業共済等掛金控除	支払額全額	同左	同左
個人市民税	生命保険料控除	(1)支払保険料が旧契約の一般生命保険料・個人年金保険料の場合(適用限度額35,000円) 15,000円以下 支払額全額 15,000円超40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 ※旧契約:平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 (2)支払保険料が新契約の一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の場合(適用限度額28,000円) 12,000円以下 支払額全額 12,000円超32,000円以下 支払額×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 支払額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 ※新契約:平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 (3)支払保険料の種類が複数ある場合(適用限度額70,000円) ・旧契約(1)と新契約(2)の計算方法をもとに、各保険料控除についてそれぞれ計算し合計する ・一般生命保険料控除と個人年金保険料控除において、新契約と旧契約と両方の適用を受ける場合、限度額28,000円	同左	同左

年度		27		28	29																	
区分																						
個人市民税	地震保険料控除	(1)支払った保険料が地震保険契約に係るものだけの場合 50,000円以下 支払額×1/2 50,000円超 25,000円 (2)支払った保険料が旧長期損害保険契約に係るものだけの場合 5,000円以下 支払額全額 5,000円超15,000円以下 支払額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円 (3)支払った保険料が地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものと両方である場合 (地震保険料について(1)により求めた金額)+(旧長期損害保険契約に係る損害保険料について(2)により求めた金額) (最高限度額25,000円)		同左	同左																	
	障害者控除	特別障害者 300,000円 扶養同居特別障害者 530,000円 上記以外 260,000円	同左	同左																		
	寡婦控除	特別寡婦 300,000円 上記以外 260,000円	同左	同左																		
	寡夫控除	260,000円	同左	同左																		
	勤労学生控除	260,000円	同左	同左																		
	配偶者控除	一般 330,000円 老人 380,000円	同左	同左																		
	配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の配偶者である場合 (円) <table><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>380,001 ~ 449,999</td><td>330,000</td></tr><tr><td>450,000 ~ 499,999</td><td>310,000</td></tr><tr><td>500,000 ~ 549,999</td><td>260,000</td></tr><tr><td>550,000 ~ 599,999</td><td>210,000</td></tr><tr><td>600,000 ~ 649,999</td><td>160,000</td></tr><tr><td>650,000 ~ 699,999</td><td>110,000</td></tr><tr><td>700,000 ~ 749,999</td><td>60,000</td></tr><tr><td>750,000 ~ 759,999</td><td>30,000</td></tr></table> ※控除対象配偶者である場合、重複して配偶者特別控除は取れない	配偶者の合計所得金額	控除額	380,001 ~ 449,999	330,000	450,000 ~ 499,999	310,000	500,000 ~ 549,999	260,000	550,000 ~ 599,999	210,000	600,000 ~ 649,999	160,000	650,000 ~ 699,999	110,000	700,000 ~ 749,999	60,000	750,000 ~ 759,999	30,000	同左	同左
	配偶者の合計所得金額	控除額																				
	380,001 ~ 449,999	330,000																				
	450,000 ~ 499,999	310,000																				
500,000 ~ 549,999	260,000																					
550,000 ~ 599,999	210,000																					
600,000 ~ 649,999	160,000																					
650,000 ~ 699,999	110,000																					
700,000 ~ 749,999	60,000																					
750,000 ~ 759,999	30,000																					
扶養控除	特定 450,000円 老人 380,000円 同居老親等 450,000円 上記以外(年少扶養親族を除く) 330,000円	同左	同左																			
基礎控除	330,000円	同左	同左																			

※平成29年度から、個人住民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族含む)の適用を受ける者は、「親族関係書類及び送金関係書類を添付又は、提示しなければならない」とされました。

個人市民税

区分		年度	27	28	29																				
税額控除	調整控除		(1)合計課税所得金額が200万円以下 以下のア、いずれか小さい額の3% ア 住民税と所得税の人的控除額の差の合計額 イ 住民税の合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超 {人的控除額の差の合計額－(住民税の合計課税所得金額－200万円)}×3% ただし、この額が1,500円未満の場合は1,500円とする	同左	同左																				
	配当控除		<table><tr><th colspan="2">課税所得</th><th>1,000万円以下の部分</th><th>1,000万円超の部分</th></tr><tr><th>種類</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td colspan="2">利益の配当等</td><td>1.6%</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>証券投資</td><td>外貨建証券投資信託以外</td><td>0.8%</td><td>0.4%</td></tr><tr><td>信託等</td><td>外貨建証券投資信託</td><td>0.4%</td><td>0.2%</td></tr></table>	課税所得		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	種類				利益の配当等		1.6%	0.8%	証券投資	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.4%	信託等	外貨建証券投資信託	0.4%	0.2%	同左	同左
	課税所得		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分																					
	種類																								
利益の配当等		1.6%	0.8%																						
証券投資	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.4%																						
信託等	外貨建証券投資信託	0.4%	0.2%																						
外国税額控除		所定の計算による額	同左	同左																					
寄附金税額控除		下記の寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の6%に相当する金額 (都民税の控除する金額と合わせて、総所得金額等の合計額の30%を上限) (1)都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 (2)東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金 (3)所得税の控除対象になっている寄附金(国・政党等に対するものは除く)のうち、市が条例により指定した寄附金 ただし、(1)の寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の割合を乗じて得た額の3/5に相当する金額をさらに加算した金額(都民税の加算する金額と合わせて、所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額) (1)都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 (2)東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金 (3)所得税の控除対象になっている寄附金(国・政党等に対するものは除く)のうち、市が条例により指定した寄附金 ただし、(1)の寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の割合を乗じて得た額の3/5に相当する金額をさらに加算した金額(都民税の加算する金額と合わせて、所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額) ※(1)の寄附金(ふるさと納税)については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」(注1)が創設されました。	同左	同左																					

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合	
	平成27年度	平成28年度 平成29年度
0円以上195万円以下	84.895%	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下※	49.16%	49.16%
4,000万円超	—	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合	地方税法に定める割合

※平成27年度は1,800万円超

(注1)「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みです。

区分		年度	27	28	29
個人市民税	税額控除	住宅借入金等特別税額控除	平成11年1月1日から平成18年12月31日まで又は平成21年1月1日から平成31年6月30日までに入居したもので、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除 (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 (2) 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額※ (9.75万円を超えるときは9.75万円) ※平成26年4月から平成31年6月までに入居した場合については、100分の7を乗じて得た金額(13.65万円を上限)が控除される。この金額は、消費税率が8%または10%である場合(被災者の住宅ローンを含む。)の金額であり、それ以外の場合においては100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を上限)とする。	同左	平成21年1月1日から平成33年12月31日までに入居したもので、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除 (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 (2) 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額※ (9.75万円を超えるときは9.75万円) ※平成26年4月から平成33年12月までに入居した場合については、100分の7を乗じて得た金額(13.65万円を上限)が控除される。この金額は、消費税率が8%または10%である場合(被災者の住宅ローンを含む。)の金額であり、それ以外の場合においては100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を上限)とする。
		非課税限度額(障害者、未成年者、寡婦、寡夫)	合計所得 1,250,000円	同左	同左
	現年分離課税	退職所得	課税標準(A) ・特定役員退職手当等 収入金額－退職所得控除額 ・上記以外 (収入金額－退職所得控除額)×1/2 (A)×税率(6%)	同左	同左
		土地建物等の譲渡所得	一般 3.0% 優良 (1) 2000万円以下の部分 2.4% (2) 2000万円超の部分 3.0% 居住用 (1) 6000万円以下の部分 2.4% (2) 6000万円超の部分 3.0% 短期譲渡 一般 5.4% 等 国又は地方公共団体 3.0% 係る土地の譲渡等 一般 平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間の土地の譲渡等については総合課税	同左	同左
	分離課税	株式等に係る譲渡所得等(申告分離課税分)	3.0%	同左	同左(※2)
		先物取引	3.0% (商品+有価証券+金融)	同左	同左
		上場株式等の配当等	3.0%	同左	同左(※2)

(※1) 少額投資非課税制度の創設(NISA/ジュニアNISA)

平成26年1月1日以後(未成年者については平成28年1月1日以後)に開設した非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等については開設した日から5年以内に限り非課税となります。

(※2) 上場株式等の範囲

平成28年1月1日以後、上場株式、公募株式等証券投資信託の受益権等に加え、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権等も「上場株式等」とされ、その利子、配当、収益の分配や譲渡などによる所得が申告分離課税の対象となりました。

年度 区分		27	28	29
法人市民税	均等割	資本金等の額及び従業員数により9段階 50,000円～3,000,000円	同左	同左
	法人税割	12.3%～14.7% 平成26年10月1日より始まる事業年度以降 9.7%～12.1%	9.7%～12.1%	同左
固定資産税	税率	1.4%	同左	同左
		土地 ・住宅用地については負担水準が100%になるまで 税額が上昇する制度を継続。 ・下落修正ができる特例制度の継続。 ・商業地等で税額の上昇を1.1倍までに抑制できる 制度を継続。	同左	同左
都市計画税	税率	0.2%	同左	同左
		土地 ・固定資産税と同じ。	土地 ・固定資産税と同じ。	土地 ・固定資産税と同じ。
軽自動車税	税率	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 1,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 1,200円 2種甲(90cc超125cc以下) 1,600円 ミニカー(50cc以下) 2,500円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 2,400円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 1,600円 その他のもの 4,700円 (3) 二輪の小型自動車 4,000円	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を 適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 平成27年4月から28年3月までに初度検査を 受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽 課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を 適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 平成28年4月から29年3月までに初度検査を 受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽 課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円

年度 区分		27	28	29
市 た ば こ 税	税率	紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,495円	紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,925円	紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき3,355円
入 湯 税	税率	入湯客1人1日につき150円	同左	同左
事 業 所 税	税率	資産割 床面積1㎡につき 600円 従業者割 従業者給与総額の 0.25%	資産割 同左 従業者割 同左	資産割 同左 従業者割 同左

空 白

25. 武蔵野市税制一覧表(平成29年度)

税目	区分	納税義務者	課税標準及び
市民税		《個人》 ・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割) 《法人》 ・市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割) ・市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもののうち、収益事業を行うもの(均等割・法人税割)	《個人》 ・均等割 3,500円 ※東日本大震災からの復興を図ることを目的として、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度まで500円引き上げられます。 ・所得割 6%
固定資産税		・土地の所有者 ・家屋の所有者 ・償却資産の所有者	・課税台帳登録価格の 1.4% ・免税点 - 土地 30万円未満 - 家屋 20万円未満 - 償却資産 150万円未満
軽自動車税		・原動機付自転車の所有者 ・軽自動車の所有者 ・小型特殊自動車の所有者 ・二輪の小型自動車の所有者	・原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙 (50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲 (90cc超125cc以下) 2,400円 - ミニカー (50cc以下) 3,700円 ・小型特殊自動車 - 農耕作業用のもの 2,400円 - その他のもの 5,900円 ・軽自動車・二輪のもの(側車付含む) 3,600円 ・二輪の小型自動車 6,000円
市たばこ税		・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	・紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円
入湯税		・鉱泉浴場の入湯客	・入湯客 1人1日につき 150円
事業所税		・事業所において事業を行う者	・資産割 事業所床面積1㎡につき600円 - 免税点 1,000㎡以下 ・従業者割 従業者給与総額の0.25% - 免税点 100人以下
都市計画税		・土地の所有者 ・家屋の所有者	・課税台帳登録価格の0.2%

税率	賦課期日	申告期限	納期限
《法人》 ・均等割 1号法人 5万円 6号法人 40万円 2号法人 12万円 7号法人 41万円 3号法人 13万円 8号法人 175万円 4号法人 15万円 9号法人 300万円 5号法人 16万円 ・法人税割 資本金等の額10億円以上 12.1% 資本金等の額 1億円以上 10億円未満 10.9% 上記以外 9.7%	《個人》 1月1日	《個人》 ・一般 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日 《法人》 ・確定申告 原則として事業年度終了後 2ヶ月以内 ・予定申告 事業年度開始の日以後 6ヶ月を経過した日から 2ヶ月以内	《個人》 ・普通徴収 《個人》 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 翌年 1月31日 ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 《法人》 申告期限と同じ
	1月1日	償却資産 1月31日	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 12月28日 第4期 翌年2月28日
・軽自動車 初度検査 27年3月以前／4月以降 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課 を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 平成28年4月から29年3月までに初度検査 を受け、一定のグリーン化を達成した車両は 軽課を適用	4月1日	・取得申告 15日以内 ・廃車申告 30日以内 ・変更申告 15日以内	5月31日
		翌月末日	申告期限と同じ
		翌月15日	申告期限と同じ
		・個人 3月15日 ・法人 事業年度終了後 2ヶ月以内	申告期限と同じ
	1月1日		固定資産税と同じ

26. 市税等納期月一覧表(平成29年度)

市民税	個人	普通徴収	6月	8月	10月	翌年1月	
		特別徴収(給与)	毎月(6月から翌年5月まで)				
		特別徴収(年金)	偶数月(特別徴収を開始する年度は、年税額の1/4ずつを6月,8月に普通徴収、年税額の1/6ずつを10月,12月,翌年2月に特別徴収)				
	法人		随時(事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告納付)				
固定資産税		固定資産税 (都市計画税)	5月	7月	12月	翌年2月	
		交付金	6月				
軽自動車税			5月				
市たばこ税			毎月(翌月末日までに申告納付)				
入湯税			毎月(翌月15日までに申告納付)				
事業所税			随時 { 法人 事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告納付 個人 翌年3月15日				

平成29年度版
市 税 概 要

平成29年 9月 発行

編集発行 武蔵野市財務部市民税課
所在地 武蔵野市緑町2-2-28
TEL 0422(60)1822